令和８年第３回葛城市議会定例会会議録（第２日目）

１．開会及び延会　　令和８年９月２日　午前１０時００分　開会
　　午後　３時５５分　延会

２．場　　所　　葛城市役所　議会議場

３．出席議員13名

１番	福本善之	２番	木村　公
３番	鷲本義明	４番	速水一生
５番	西川善浩	６番	杉本訓規
７番	梨本洪珪	８番	吉村　始
９番	奥本佳史	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	藤井本　浩		

欠席議員０名

４．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	東　錦也
教育長	椿本剛也	企画部長	林本裕明
総務部長	吉田和裕	財務部長	堀川雅樹
市民生活部長	葛本章子	都市整備部長	倉田主税
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	山岡邦啓
こども未来創造部長	中井智恵	教育部長	勝眞由美
上下水道部長	奥田雅彦		

５．職務のため出席した者の職氏名

事務局長	西川勝也	書記	吉村浩尚
書記	神橋秀幸	書記	西邨さくら

６．会議録署名議員　　２番　木村　公　　３番　鷲本義明

７．議事日程

日程第１　一般質問

一般質問通告一覧表

質問順番	議席番号	氏　　名	質疑方法	質　　問　　事　　項	質問の相手
1	2	木村　公	一問一答	屋外施設、学校の屋外のトイレの整備、防災について	市　長 教育長 担当部長
				都市公園、屋外施設の担当課について	市　長 担当部長
2	3	鷺本　義明	一問一答	成年後見人について	市　長 担当部長
				市民サービス向上につながるデジタルアプリの導入について	市　長 担当部長
3	5	西川　善浩	一括質疑	駅前駐輪場の規定について	市　長 副市長 担当部長
				市内小中学校の夏休み期間と創立記念日について	市　長 教育長 担当部長
4	１０	谷原　一安	一問一答	安心して避難所生活が送れる環境の備え	市　長 担当部長
				会計年度任用職員の公募によらない任用のあり方	市　長 担当部長
				土日に室内で子どもを遊ばせられる子育て支援拠点施設の開設を	市　長 担当部長
5	8	吉村　始	一問一答	市立図書館の新たな二館体制と利便性向上について	市　長 教育長 担当部長
6	7	梨本　洪珪	一問一答	第二次総合計画の検証を踏まえた、実効性ある第三次総合計画の策定について	市　長 副市長 担当部長
				人口減少・高齢化社会に対応した持続可能な移動政策について	市　長 副市長 担当部長
7	4	速水　一生	一問一答	来るべき地震災害への対策について	市　長 担当部長
8	１３	藤井本　浩	一問一答	点字ブロック設置の進捗について	市　長 担当部長
				国旗掲揚に関する葛城市の規定について	市　長 担当部長
				山麓公園墓地の利用状況について	担当部長
9	9	奥本　佳史	一問一答	日本版ＤＢＳ（こども性暴力防止法）への対応について	市　長 教育長 担当部長

１０	１１	川村　優子	一括質疑	近鉄尺土駅前整備の進捗について	市　長 担当部長
				自主防災組織の推進について	市　長 担当部長

開　会　午前１０時００分

増田議長　ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、これより令和８年第３回葛城市議会定例会２日目の会議を開きます。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきを願います。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきを願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、ペーパーレス会議システムに配付しているとおりでございます。

日程第１、一般質問を行います。

申し上げます。去る８月25日の通告期限までに通告されたのは10名であります。質問者はペーパーレス会議システム等で配付している通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法については、２名の議員が一括質疑方式を、８名の議員が一問一答方式を選択されております。質問回数につきましては、一括質疑の場合は２回までとし、３回目は発言のみといたします。一問一答方式の場合は、質問回数に制限はございません。制限時間につきましては、一括質疑方式、一問一答方式ともに質疑、答弁を含めて60分とし、反問時間につきましては、制限に含みません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、２番、木村公議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

２番、木村公議員。

木村議員　皆さん、おはようございます。木村公です。議長のお許しを得ましたので、今回の私の一般質問をさせていただきます。

今回は、大きく２つお聞きします。１、屋外施設、学校の屋外トイレの整備、防災について。２、都市公園、屋外施設の担当課について。

これより先は質問席にて行います。

増田議長　木村議員。

木村議員　それでは、よろしくお願いいたします。

一般質問に先立ち、一言申し上げます。令和８年７月の熊本地震でお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、ご遺族の皆様に心よりお悔やみを申し上げます。また、被災された全ての皆様に心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧と平穏な日常の回復を心よりお祈り申し上げます。また、被災者の救援や地域の復旧、復興にご尽力されている全ての方々に深く敬意を表します。葛城市においても、いつ起こるか分からない大規模災害に対する備えは急務です。こうした教訓を風化させることなく、本市の防災・減災対策を更なる強化なるものとするため、以下、順次質問に入らせていただきます。それでは、よろしくお願いいたします。

まず、またお礼から、いつものようによろしくお願いします。屋敷山公園の前回の質問で、噴水のところの着替え室の、早急につくっていただき、市長、担当課の皆さん、ありがとうございます。非常に使っていただいてるということで、ありがたいなと思ってます。それも、

終わりじゃなくて、まだ更にバージョンアップしていただきますようよろしくお願いします。

昨日、９月１日は防災の日で、防災と公園、いろんなとこ、大事だなと日々思ってるとこです。今回のまず１点目です。屋外施設、学校の屋外トイレの整備、防災についてお聞きしていきます。

まず、前回の６月議会の一般質問でさせていただいたことの、まず復習から入らせていただきます。前回の６月議会で、質問で指摘した木戸池公園の屋外トイレの故障のことをお聞きしましたが、その後の対応状況をお聞きします。

増田議長　倉田部長。

倉田都市整備部長　都市整備部の倉田でございます。よろしくお願いいたします。

木戸池公園にございますトイレの多目的トイレにつきましては、今後、ユニバーサル化等、リニューアルに向けて整備を検討しております。また、現在、多目的トイレの部分の応急の修理中でございます。修理部品の関係もございまして時間がかかっております。一日も早く使用できるように、今現在対応中でございます。今しばらくお待ちしていただきたいと思っております。ご不便をおかけして大変申し訳ございません。

増田議長　木村議員。

木村議員　しっかり対応していただいてるということで安心しましたけど、部品のいろいろかかることもありますけども、やっぱり早期の完了、またよろしくお願いします。また、リニューアル等の整備も考えられてるということなんで、必ずバリアフリーのこともいま一度確認していただいて、前回見させてもらいましたけど、そこまで行く通路のほうも、しっかり確認のほう、いま一度よろしくお願いいたします。

ほかに６月議会以降で、屋外トイレの耐震性やアスベストの状況は確認されたのか。また、改修等は考えておられるのか、お聞きします。

増田議長　勝眞教育部長。

勝眞教育部長　おはようございます。教育部の勝眞でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

教育部のほうからは、屋敷山公園、新庄第１健民運動場、農村広場、當麻健民運動場の４施設にございます屋外トイレにつきまして、お答えをさせていただきます。

新庄第１健民運動場、農村広場、當麻健民運動場につきましては、新耐震基準以降の建物になりますが、屋敷山公園につきましては旧耐震基準の建物になりますので、今後、耐震診断により耐震性を確認する必要があると考えております。また、アスベスト含有状況につきましては、いずれの建物におきましても、使用されている建材にアスベストが含有している可能性があるものと認識しておりますが、通常時におきましては、建材が密閉された状況等にあり、直ちにアスベストが飛散するおそれは低いことから、これまでのところ、網羅的な含有調査には着手していない状況でございます。しかしながら、一たび、大地震などの大規模災害が発生し、建物が被災、損壊した場合には、アスベストが外部に飛散し、健康に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、早期にアスベストの含有状況を把握する必要があると考えております。

また、屋敷山公園、新庄第１健民運動場につきましては、国民スポーツ大会に向けて、今

年度、令和８年度に会場地の施設整備等基本計画の策定を予定しております。改修につきましては、その計画の中で対応してまいりたいと考えており、農村広場、當麻健民運動場におきましても、今後、安全性の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

増田議長　倉田都市整備部長。

倉田都市整備部長　都市整備部所管の木戸池公園、大池公園の屋外トイレにつきましては、建物の耐震の確認はとれております。屋根材につきましては、大池公園の屋外トイレはスレートが使用されております。専門家の判断によりますと、レベル３建材が使用されている可能性が高いということでございます。公園の屋外トイレにつきましては、今後、ユニバーサル化等のリニューアルに向けて整備を検討しているところでございます。

以上でございます。

増田議長　葛本市民生活部長。

葛本市民生活部長　皆さん、おはようございます。市民生活部の葛本でございます。よろしくお願いいたします。

市民生活部の所管する山麓公園は指定緊急避難所ではございませんが、前回答弁させていただきました屋外トイレ２か所につきましての確認内容についてご報告いたします。耐震性につきましては、前回の答弁のとおりでございます。アスベストにつきましては、２か所のうち、公園入り口近くのトイレにつきまして、問題ない旨確認しております。しかしながら、駐車場にございます屋外トイレは、専門家の目視では、レベル３建材が使用されている可能性が高いとの判断でございました。レベル３はセメント等で固められているため、平常時の飛散性は低いとされていますが、地震で大きく破損した場合には飛散する可能性があることから、発災時にはトイレに近づかないよう啓発をしたいと考えております。

以上です。

増田議長　木村議員。

木村議員　ありがとうございます。確定はしてないけど、やっぱりレベル３、使われてる可能性が各施設非常に高いということなんですね。どうしてもアスベストのことは必ず確認していただきたいんです。大規模地震等発生した際、屋外トイレが破損、倒壊した場合、アスベストが周囲に飛散する２次災害のリスクが生じます。発生直後の混乱の中で、屋外トイレのアスベストの飛散の確認に職員の人員をすぐ手配できるはずがありません。だからこそ、今から確認していただき、早急に対応してください。このことは強く要望いたします。よろしくお願いします。

あと屋敷山公園、新庄第１健民運動場は、国民スポーツ大会のことで整備、改修、対応するということですけども、ぜひとも、国体だけの整備にならないよう、これからのいろんなことを考えていただいて、バリアフリーでありますとか、防災のこともしっかり考えていただいて、検討に入っていただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、僕、少年野球とか好きで、学校とかいろいろ見に行かせてもうて、保護者のほうからいろんな意見聞かせてもらう中で、各学校、小・中学校の屋外トイレ、この耐震性

は大丈夫なのか。また、状況は確認されているのか、お聞かせください。

増田議長　勝眞教育部長。

勝眞教育部長　学校の屋外トイレは、小学校５校、中学校２校でそれぞれ運動場にございます。建物の耐震性につきましては、約半数が昭和56年５月以前の旧耐震基準で建てられた建物であるため、耐震診断により耐震性を確認する必要がございます。学校施設については、児童・生徒の学習や生活の場であるとともに、地震などの災害時には、地域住民の避難所、避難場所等となることから、耐震化によって安全性を確保することは極めて重要であると考えております。本市におきましては、これまで、児童・生徒が日常的に使用する校舎や屋内運動場などの主要な建物の耐震化を最優先に進めてまいりまして、現在は全て完了しているところでございます。今後は、屋外トイレを含む倉庫棟やプール附属棟につきましても、耐震診断と安全性の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

増田議長　木村議員。

木村議員　やっぱりこれも耐震性が確認できていないということなんですね。どうしても普段少年野球でも使わせてもらってるというのはあると思いますけど、地震っていつ来るかも分からないし、そのときに使われてるときになって、耐震性が確認できているのであれば問題はないと思うんですけど、してもないとこでということなんで、それは早急に確認していただくのと、確認していただくのにも、やっぱりいろんなことも頭に入れて、そのことだけじゃなくて、よろしくお願いします。

災害はいつ起こるか分かりません。保護者や市民は、避難所にもなる学校は安全だと思ってます。予算の順番等あるかと思いますが、避難所にもなる外部トイレは、災害時に非常に重要になると考えます。防災教育のことも考え、生活安全課などと縦割りをなくし、市民のための安全な防災に適した外部トイレの実現を要望いたします。これも学校に造るものなので、やっぱり教育のことも考えていただいて、何かできるのであれば取り組んでいただけたらなと思います。よろしくお願いします。

今回の熊本地震でも、やはりトイレの問題がかなりあったと私自身感じておりますが、葛城市としては、能登半島地震の教訓から、本市がトイレカーの導入や民間協定の締結など、ハード、ソフト両面で迅速に対策を進めている点を高く評価いたします。一方で、大規模災害時には、指定避難所だけじゃなく、一時的に多くの住民が避難する公園におけるトイレや衛生環境の確保も不可欠です。災害時のトイレ環境の悪化は、水分補給の我慢によるエコノミークラス症候群などを引き起し、災害関連死に直結する深刻な問題です。今後、耐震性、防災性の備えた屋外トイレの整備、マンホールトイレの整備はされないのか。また、計画はないのか、お聞きいたします。

増田議長　吉田総務部長。

吉田総務部長　改めまして、おはようございます。総務部の吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本市といたしましては、現時点で、公園における屋外トイレやマンホールトイレの具体的

な整備計画はございません。今後、公園の新設や改修、既存施設の更新等の機会を捉え、公園の立地、周辺の指定避難所との位置関係、下水道施設の整備状況などを総合的に勘案し、災害時の防災機能を備えた屋外トイレやマンホールトイレの整備について、関係部署と連携をしながら検討してまいります。また、災害時におけるトイレ機能の確保を公園整備の１つの視点として位置づけ、整備の必要性や優先順位を整理し、計画的な整備につなげてまいりたいと考えております。

増田議長　木村議員。

木村議員　現時点では具体的な計画はないということですけども、やっぱり災害はいつ発生するか分かりません。答弁の中に、整備の必要性や優先順位を整理するとありました。まずは市内にあるどの公園が災害時に一時避難所と機能し、どこにマンホールトイレや防災トイレを優先すべきか、その選定基準と調査スケジュール、ハード面では、マンホールトイレ等の整備を中長期的に進めつつ、それが完了するまでの間、どの公園にソフト面でトイレカー等を整備するのかという避難時のトイレ運用計画を、関係部署と連携して部局横断で作成していただくよう要望いたします。よろしくお願いいたします。

　いろんな防災性のトイレであったり、公園のトイレ、僕も見に行ってると、前回の６月も言わせていただきました。そのときに笑いも起きた、議員個々とは行けない視察のことをまたお聞きしたいんですけども、その後、市外にある公園の屋外施設、トイレ等の視察に行かれたのか、お聞かせください。

増田議長　倉田都市整備部長。

倉田都市整備部長　先日、議員に紹介していただきました、田原本町にございます、ともぱ！たわらもとに視察に行かせていただきました。小さなお子様からご年配の方に配慮された、とてもよい施設だと考えております。今後、新たな公園を設置、もしくは大規模な改修をする際には、参考にさせていただきたいというふうに考えております。

　以上でございます。

増田議長　木村議員。

木村議員　しっかり行っていただいたということなんですね。いいことはいいで、やっぱりしっかり皆さん見ていただいて、何かこんなええなと思っていただいたらいいかなと思って、前回提案させていただきました。葛城市にないものをつくるとき、いろんなところを視察、研究してください。担当課だけではなく、いろんな部署の方々と視察され、気づくことが絶対あると思いますので、いいものは取り入れてもらい、葛城市では更にその上のものができることを考えてもらいますようお願いいたします。

　最後です。僕の質問、市長も分かっておられると思うんですが、最後に市長にお聞きします。自走式トイレカーは非常にすばらしい取組ですが、市内全域をカバーするには限界があります。また、仮設トイレの設置にも一定の時間がかかります。熊本地震もあり、この葛城市でもいつ起こるか分からない地震等の災害時に対応できるよう、指定緊急避難場所に耐震性のある屋外トイレ、マンホールトイレの防災機能を備えた対策を講じていく考えがあるのか、お聞かせください。

増田議長　阿古市長。

阿古市長　木村議員の一般質問にお答えさせていただきます。

能登半島地震以降、トイレの、特に整備といいますか、そちらのほうには注力してまいりました。議員ご指摘のように、トイレカーの整備、それもそうなんですけど、ラップ式のトイレの整備を実はしております。水を使わない形でのトイレの在り方ということも研究させていただいたところでございます。

議員ご指摘の、公園における屋外トイレの整備につきましては、平常時の公園利用者の利便性の向上に加え、災害時におけるトイレ機能を確保するという防災上の観点からも重要であると認識をしております。大規模災害が発生した場合、上下水道等のライフラインが被災することで、避難所等においてトイレが使用できなくなることが想定されます。トイレの不足は、衛生環境の悪化だけではなく、トイレを我慢することによる健康状態の悪化にもつながることから、被災時のトイレ対策は重要な課題であると認識をしております。整備に当たりましては、女性、高齢者、障がい者、子どもなど、誰もが安心して利用できることに加え、照明や防犯、手洗い、バリアフリー、雨風対策など、実際の災害時の使用を想定した環境整備についても十分に配慮してまいりたいと考えております。今後も、限られた財源の中で効果的な整備を進めるに当たり、計画的な防災機能の強化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

増田議長　木村議員。

木村議員　ぜひともよろしくお願いします。トイレカー以外もあるとおっしゃってましたけども、それも、大地震が発生して、それがどんだけ皆さんが設置が早くできるのかとか、その辺もあると思います。だからこそ、やっぱり近くにある、あこにトイレあったなという、市民が安全なトイレがあこにあるなって分かれば、僕はいいかなと思いますので、計画的にっておっしゃってましたけども、ぜひとも進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

公園のことと、いろいろ担当課のこともありまして、僕なりに思うことがあって、次の質問に入らせていただきます。

都市公園、屋外施設の担当課についてお聞きいたします。近年、全国の自治体では、多発する自然災害に備え、身近な都市公園を地域の一時避難所や防災拠点として再開発する動きが加速しています。しかし、本市における公園の管理体制に目を向けると、効率的かつ市民に分かりやすい組織体制になっているとは思えません。現在、主要な公園を確認すると、二上山ふるさと公園としあわせの森公園は都市計画課、山麓公園は環境課、屋敷山公園は教育部の中央公民館が所管するなど、各公園で担当が異なり、公園の種類や歴史的経緯によって担当窓口が３つの部署にばらばらに分散しております。その上、災害時の避難所機能や防災倉庫の備蓄の連携を所管しているのは、これらとは全く別の生活安全課です。ここで大きな弊害が生まれます。また、行政内部の連携においても、日常の維持管理の予算と防災機能を強化するための予算が別々の部署で執行されるため、迅速な意思決定や国の有利な補助金の

戦略的活用が遅れる要因になっているのではないかと危惧しています。南海トラフ巨大地震や直下型地震への備えが急務である今、このような非効率な組織体制を放置するのは、市民の命を守る地域防災力の向上力において足かせとなります。

ここで質問です。各公園で担当課が異なり、さらに、防災担当とも分かれている現在の複雑な組織体制が、市民の利便性や災害時の迅速な連携に与える影響と課題を市としてどのように受け止められておりますか。お聞かせください。

増田議長　林本企画部長。

林本企画部長　おはようございます。企画部の林本です。よろしくお願いをいたします。

本市には、多くの魅力的な公園や屋外施設が存在しておりまして、これらを市民の皆様が安全かつ快適に利用できるよう維持管理すること、また、大規模災害時における一時避難所としての機能を高めていくことは、極めて重要な課題であると認識をしております。現在、本市におきましては、施設の性質や業務の性格上、公園の整備や維持管理、あるいは防災に関する業務が複数の課にまたがって展開されている状況にあります。議員ご指摘のとおり、この体制におきましては、縦割りによる弊害や市民の皆様からの窓口における分かりにくさ、さらには災害時における連携面において課題であると認識をしております。市民サービスの向上と迅速な危機管理体制の構築は、常に改善を図るべき視点であり、部署が分かれていることによる情報の共有や災害時における迅速な連携体系の構築につきましては、日頃からの密接な情報共有が不可欠であると考えております。

増田議長　木村議員。

木村議員　窓口が３つと、防災担当として、２つに分散してる現状は、平時における市民からの要望、遊具の破損であったり、草刈り、イベント等の利用等の対応を遅らせるだけでなく、有事の際に、どの課が責任を持って避難所を開設、運営するのかというのが、市民の混乱に直結すると思いますので、その辺整理していただくのと、その流れでこの質問をまたさせていただきます。公園の維持管理等、防災機能の緊密な連携が不可欠であり、市民の利便性向上と迅速な防災インフラの整備を進めるため、これらの分散している公園業務を一元的に管理する防災公園課のような専門的部署を新設し、組織の在り方を見直すべきであるかと考えております。この点についての考えをお伺いします。

増田議長　林本企画部長。

林本企画部長　ご提案の、防災公園課のような計画、維持管理から防災機能までを一元的にコントロールする専門的部署の新設につきましては、業務の効率化や専門性の向上という観点から、１つの有効な手法であると考えておりますが、一方で、限られたマンパワーや人員配置の制約、既存の事務分掌とそれぞれの業務量等を勘案いたしますと、直ちに独立した専門の課を新設することは、組織全体の人員体制のバランスを考慮しても、非常に難しいものと捉えております。このため、組織の新設という形ではなく、現行の体制を維持しつつ、関係課の間で庁内連携会議や情報共有の仕組みをより一層強化し、実効的な連携を図ることで、効率的かつ円滑な公園管理と防災機能の強化に努めてまいりたいと考えております。

増田議長　木村議員。

木村議員　公園のことは、やっぱり公園課であったり、公園は公園で僕は分けるべきかなと。草刈りであったり、いろんなこと、屋敷山公園に関しては、造るのは都市整備部がやって、管理するのは、今、教育部の管轄というのは、何か違うなと思うのがありまして、何かその辺整理していただかないとと思うんです。大変やなと思って、屋敷山、これからいろんな遊具等も入ってくると思いますし、その辺のことも考えて１回整理していただけないのかなというので今回の質問もさせていただいてます。できないのであれば、せめて公園の整備の際は、防災のこと、バリアフリーのこと、いろんなことを考えて、プロジェクトチームとか、いろんなものをつくっていただいて、有効な補助金をいろいろ組み合わせて計画してください。

昨日の委員長報告でもありましたけども、この間、研修で富山県立山町にある立山町防災児童館複合施設アカリエに視察に行かせてもらいました。そのときの総務課課長補佐さんの話です。この課長補佐さんの話で、計画当初から、国や県による事業補助金等の活用に尽力された方で、計画に向けての必要な補助事業を探しながら、関係する部署や課をまたいで調整に奔走されました。昨日も紹介ありましたけれども、参考までに、総事業費18億円、国庫補助金等で７つもの補助金等を活用し、12億円を探されました。

この課長補佐さんの話の中で、やっぱり難しいのは、自治体の中でも管轄が異なる担当者と共有すること、待っていても情報は入ってこない。部や課が縦割りにならずに、プロジェクトチームのように横崩しで取り組めたから実現できたと思う。完成までに苦労や紆余曲折はたくさんあったが、自分の管轄にとどまらず、複合的に取り組んでいくことが大事だと思うと、この課長補佐さんは言っておられました。僕もそのとおりかなと思います。やっていただいて、この課長補佐さんは、やっぱり初めから全てを分かっておられる。だから僕らが視察行ったときも、質問に細かく答えていただく。これ、部署が分かれてたら、造るのは違う課、管理するのは違う課であれば、答えれないと思うんです。初めから、自分がこうやりたいと思ってやったことが分かるんで、一から全て分かってはります。説明に関しても、やっぱり僕らにも分かりやすい。思いの籠もったやつをやられてます。

新しい新設の課を設置するのが難しいのであれば、このような縦割りのない、横断的に取り組めるプロジェクトチームなど検討すべきだと思います。国体に向けて公園の整備の予定もあるはずです。ぜひとも、いろんなことを考え、想定してください。先ほどの課長補佐さんの職員さんのように、やってみたいという意見もしっかり聞いていただいて、職員さんのやりがいであったり、僕もそうなんです。いろんな、建設業やってて、将来に残る河川工事だったらやっぱり誇りに思うんで、あのときどうやった、こうやったというのを次世代につないでいくこともできますので、そのことも考えて、人員的、いろんな整理も大事やと思いますし、もし、つくれないのであれば、そのときだけでもプロジェクトチームをつくっていただいて、やっぱりいろんな視点から見ていただくよう、これは要望いたします。

ここで、この質問も市長にお聞きいたします。庁舎再編推進室は、縦割りを排除した横断的な公共施設マネジメントや新たな複合施設の民間活用など、前進して組織改革を進めている最中だと認識しています。そうであるならば、市民の命に直結する防災公園課についても、一歩踏み込んだ組織再編を行うべきではないでしょうか。普段の計画、修繕から災害時の避

難所運営までを一元的にコントロールでき、これらの公園管理、整備をするにも、防災機能を含め、その分野に特化した専門的人材の育成、雇用などが必要だと考えます。公園の多い葛城市だからこそ、新しく担当課を設置し、10年後、20年後のことも考えて整備し、どこにも負けない、みんなに優しく、防災に強い、楽しい公園、屋外施設を造るためにも、一度整理していただき、新しく担当課をつくってもらえないかと考えますが、市長のご見解と組織改革への強いリーダーシップについてお伺いいたします。

増田議長　阿古市長。

阿古市長　議員から強い思いを込めた提案をいただきまして、ありがとうございます。本市といたしましても、人口減少社会や限られた財政、人員の中から、公共施設や公園の在り方を最適化していくことは重要な課題であると考えております。ハード、ソフト両面から持続可能なまちづくりを進めなければならないと考えております。

ご提案の、防災公園課のような特化型組織の設置につきましては、専門的人材の育成や計画から防災時対応までのワンストップ化という点で魅力的な選択肢ではありますが、限られたマンパワーや各部署における業務負担の現状を考えますと、新規組織の立ち上げには慎重にならざるを得ないのが実情でございます。今ある限られた職員の専門性を高め、部署間の垣根を越えた横断的な連携体制を構築することこそが、現段階において現実的かつ最も効果的なアプローチであると考えております。葛城市の貴重な資産である公園を将来にわたって安全で魅力ある空間として次世代に引き継ぐために、組織の枠組みにとらわれず、職員一人一人の意識改革と、庁内の総力を結集した実効性のある運営に努めてまいります。何とぞご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

増田議長　木村議員。

木村議員　人員的にもやっぱり非常に難しいと思うんですけども、防災機能であったら、昨日もありましたけども、専門的な自衛官、違うとこでも、よその地域でも、御所でも、１回やった、それを取り入れたということもありましたし、その辺を、専門的な方も１回入れていただいて、それに勉強させてもらうとか、その辺も僕は大事やなと思うんです。どうしても専門的な知識というのは、やっぱり職員さん、難しいとこもあると思います。でも、これ、防災もいろんな公園もって考えていくのに、やっぱり専門的な知識は必ず必要やと思います。だからこそ、そういう人材も確保していただいて、葛城市のためにやっていただく。その辺も整理していただけたらと僕は今でもまだ思ってます。

あと、さっきも紹介しました、職員さんが、こんなことを、公園、これからの整備、僕やってみたいんですとか、若手の職員さんが、誰かいてないかって聞かれてもいいと思うんです。その子が、やる気あって、いろんなことを調べて、これから葛城市のために頑張ったろうと思う職員さんを育てるのも、僕は大事やと思いますので、その辺も整理していただいて、葛城市のためにやっていただく職員さんの育成にもなると思いますので、今後の葛城市のために、もう一回整理していただいて、よろしくお願いします。

今回は、いろいろ、公園と防災のことを聞かせていただきました。まず、アスベスト、その辺と、耐震診断のほうは、なるべく早くしていただいて、震度、大地震じゃない場合も倒

れる可能性もありますので、その辺も、予算等の都合もあると思いますけども、しっかり取り組んでいただきますよう要望いたしまして、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

増田議長　木村公議員の発言を終結いたします。

次に、３番、鷭本義明議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

３番、鷭本義明議員。

鷭本議員　皆様、おはようございます。公明党の鷭本義明でございます。市民の皆様の声を市政へ届けるべく、誠心誠意取り組んでまいります。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。質問は２点でございます。１つ目は、成年後見制度について。２つ目は、市民サービス向上につながるデジタルアプリの導入についてです。

これより先は質問席にて質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

増田議長　鷭本議員。

鷭本議員　市長並びに理事者の皆様には、日頃より市政発展にご尽力いただき心より感謝申し上げます。これより質問を２点させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず１つ目、成年後見制度について質問させていただきます。認知症の高齢者が増える中、将来の生活や財産管理に不安を感じる方も多いと思います。また、障がいのあるお子さんを持つ親御さんからは、自分たちがいなくなった後の子どもの心配の不安の声もあります。さらに、身寄りのない高齢者など、支えてくれる人が少ない方への支援も重要であります。成年後見制度を必要な方につなげ、誰もが将来に安心を持って暮らせる葛城市にするため、制度の現状と今後の支援について伺ってまいります。

まず、本市では、成年後見制度について現在どれぐらいの方が利用されてますでしょうか。ここ数年の利用者の推移も含めてお答えください。また、年間の相談件数はどれぐらいありますでしょうか。お伺いいたします。

増田議長　山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長　皆様、おはようございます。保健福祉部の山岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

令和８年４月時点では、本市全体で成年後見制度の利用者が68名おられ、ここ数年、減少傾向となっております。しかしながら、令和７年度相談件数は277件で、こちらは年々増加しております。今後、利用者は増えていくものと見込んでおります。

増田議長　鷭本議員。

鷭本議員　ご答弁ありがとうございます。利用者は減少傾向ですが、相談件数は年々増えているということを理解いたしました。数多くの相談を必要な支援につなげていくことが、今後ますます重要かと考えます。

次に、相談は受けたものの、実際の制度利用までつながっていないケースはありますでしょうか。その主な理由をどのように把握されてますでしょうか。お伺いいたします。

増田議長　山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長　成年後見制度の利用に当たり、本人の判断能力によっては、基本的に本人の同意が必要となりますので、本人が申立てを拒否した場合は、利用されないケースがございます。また、親族間での話合いの結果により、利用に至らないケースもあるかと考えております。

増田議長　鷲本議員。

鷲本議員　ありがとうございます。本人の意思や親族間の話合いで利用に至らないケースがあることは理解いたしました。一方で、制度がよく分からない、相談先が分からないという方もいると思います。そこで制度利用に至らなかった方へのその後のフォローについてお伺いいたします。

増田議長　山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長　第２期地域計画等策定の際に行いましたアンケート調査では、成年後見制度という言葉は聞いたことがあるが、制度のことは知らないと回答した人が34%、言葉も聞いたことはないし、制度も全く知らないと回答した人が22.5%となっており、成年後見制度について、制度の更なる普及、啓発が必要と感じております。

増田議長　鷲本議員。

鷲本議員　ありがとうございます。アンケートからも、制度を十分に知らない方が多いことが分かりました。必要な方が制度につながるよう、今後更に分かりやすい周知や相談体制の充実が必要だと考えます。そこで、今後の具体的な取組についてお伺いいたします。成年後見制度は、認知症などで判断能力が低下してから利用するイメージがありますが、実際には、将来が心配という段階から相談することも大切だと考えます。葛城市では、早い段階で相談できる体制は整ってますでしょうか。

増田議長　山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長　高齢者の総合相談窓口として地域包括支援課が様々な相談対応を行っているところでございます。その中で、将来が心配という内容の相談の方もおられ、制度の説明や利用の方法についても随時対応しておるところでございます。また、今年度は、高齢者の相談窓口、葛城市地域包括支援センターの案内というパンフレットを作成し、市内医院への設置を依頼いたしまして、身近な相談窓口としての周知、啓発を進めておるところでございます。

増田議長　鷲本議員。

鷲本議員　ありがとうございます。将来が心配という段階から相談できる体制があることは心強く、大変重要だと思います。今後も、本人や家族が困ってからではなく、早い段階で気軽に相談できるよう更なる周知をお願いいたします。

　次に、高齢者やその家族から、お金の管理が心配、悪質商法が心配、将来施設に入るときの手続ができるかが心配などの相談があった場合、どのように支援につなげられますでしょうか。お伺いいたします。

増田議長　山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長　まず、現在の状況につきまして、丁寧に聞き取りのほうをさせていただこうと思います。どのようなサービスの提供が必要かを検討し、その利用につなげることで、ご本人様が安心して暮らせるように支援をいたしたいと考えております。また、多職種の専門職の

協議が必要な場合は、地域ケア会議にて対応させていただくこともございます。そのような支援の過程において必要な場合は、成年後見制度のご利用を提案させていただくことがあると考えております。

増田議長　鷲本議員。

鷲本議員　ありがとうございます。一人一人の状況を確認し、必要な支援につなげていることは大変重要だと思います。特にお金の管理や将来の生活に不安を抱える方が、早い段階で把握し、必要な場合には成年後見制度につなげていただくことをお願いいたします。

次に、地域包括支援センターや民生委員、ケアマネージャーなど、日頃から高齢者と関わっている方々との連携はどのようになっていますでしょうか。お伺いいたします。

増田議長　山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長　民生委員の皆様には、ひとり暮らし台帳の作成や敬老年金の配布等を通じて、ご高齢者様のご相談に日々乗っていただいている経過がございます。一緒に訪問させていただいたり、困り事等をこちらにもお伝えいただくように連携をとっているところです。また、ケアマネージャーをはじめとする専門職とは普段から気軽に相談できる体制を整えており、事例によっては、ケース検討を行うケア会議も適宜行っているところです。

増田議長　鷲本議員。

鷲本議員　ありがとうございます。民生委員やケアマネージャーなどが、日頃から高齢者に寄り添う方々との連携は非常に重要だと思います。こうした身近な支援者が気づいた不安を早い段階で相談につなげることで、成年後見制度を必要とする方への支援が更に進むことを期待いたします。

次に、今後、ひとり暮らしの高齢者や、家族がいても遠方に住んでいるなど、身近に頼れる人がいない高齢者が増えていくことが考えられます。本市ではこの問題をどのように捉えておられますでしょうか。お伺いいたします。

増田議長　山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長　本市では、地域でお互いに見守りができる仕組みの形成を目指しまして、日々尽力しております。地域包括支援センターと社会福祉協議会の生活支援コーディネーターが連携をし、各地域に出向き、市民の皆様と支え合いの地域をつくっていけるような支援を行っておるところです。また、その取組を各地域に波及できるように、年に１回、市民活動発表会を行っております。それぞれの地域に支え合いの輪が広がり、ひとり暮らしの方についても、安心して本市に住み続けられるような事業展開をしておるところでございます。

増田議長　鷲本議員。

鷲本議員　ありがとうございます。各地域で支え合う仕組みづくりは大変重要だと思います。一方で、身近に頼れる人がいない方への支援は、地域の見守りだけでは難しい場合もあると考えます。今後は、地域の支え合いに加え、必要な方を成年後見制度などの公的な支援につなげる取組も大変重要だと考えます。

次に伺います。障がいのある子どもを育てているご家族では、自分が元気なうちは何とかできるが、親が先に亡くなった後、財産管理や福祉サービスの契約、生活の支援を誰にお願

いすればよいのかといった不安を抱えている方も多いと思います。葛城市では、こうした親亡き後の不安についてどのように把握しておられますでしょうか。お伺いいたします。

増田議長　山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長　第７期障害福祉計画等策定の際に行いましたアンケート調査のうち、現在の生活で不安なことがありますかとの質問に対し、親がいなくなった後が不安と回答された方が、療育手帳を所持者の方で58％となっており、親亡き後の不安については重要な課題であると認識しております。

増田議長　龝本議員。

龝本議員　療育手帳をお持ちの方が、58％が親がいなくなった後が不安と回答されていることは、非常に重く受け止める必要があると思っております。親御さんが元気なうちから将来について相談でき、安心につながる支援を進めていただくことを強く要望いたします。親が元気なうちから、成年後見制度を含め、将来に備えて相談できる窓口や支援につなげることが大切だと考えます。障がいのある方とそのご家族に対して、親亡き後を見据えた、早い段階からの相談支援をどのように行っておられますでしょうか。お伺いいたします。

増田議長　山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長　障がいのある方、また、そのご家族の親亡き後を見据えた相談支援といたしましては、社会福祉課はもちろんのこと、社会福祉協議会をはじめとした相談支援事業所に委託し、相談窓口を設置しております。親亡き後の不安に限らず、現在のお悩み等、障害福祉に関する様々なご相談をしていただける体制を整えておるところでございます。まずはお悩みを聞かせていただき、関係機関等と連携し、必要な支援につなげております。

増田議長　龝本議員。

龝本議員　ありがとうございます。相談窓口を設け、関係機関と連携して支援につなげていることは大変重要だと思います。特に、親亡き後の不安については、親御さんが元気なうちから安心して相談できるよう、今後も積極的な周知の支援をお願い申し上げます。

　次に、障がいのある方が、親亡き後も住み慣れた地域で安心して生活を続けられるようにするためには、成年後見制度だけではなく、障害福祉サービス、相談支援事業所、社会福祉協議会など様々な機関との連携が必要だと思います。葛城市では、親亡き後を見据えた支援について関係機関とどのように連携されてますでしょうか。お伺いいたします。

増田議長　山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長　親亡き後の支援等、障害福祉に関する様々な課題については、市内の相談支援事業所連絡会議、また、近隣市町と共同で設置しております、中和地区３市１町障害者自立支援協議会等を通じて、課題の把握、情報共有を行い、解決につながるよう連携しておるところでございます。また、個々の相談については、相談内容に応じた関係機関と連携し、サービスの利用等につなげておるところです。障がいのある方が、将来にわたって住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制の充実に努めております。

増田議長　龝本議員。

龝本議員　ありがとうございます。関係機関が連携し、それぞれの方に必要な支援をつなげているこ

とは非常に重要です。親亡き後も安心して地域で暮らせるよう、成年後見制度を含め、切れ目のない支援体制を更に充実していただくことを強く要望いたします。

次に、成年後見制度を利用したくても、費用がどれぐらいかかるのかが分からない。後見人への報酬を払えるかが心配という方もいると思います。本市ではどのような支援がありますでしょうか。お伺いいたします。

増田議長　山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長　本市におきましては、成年後見制度利用支援事業によって、成年後見制度の利用に係る支援を行っておるところです。内容といたしましては、市長による申立てを行う場合、家庭裁判所の審判の費用を負担すること、また、後見人等への報酬に対する助成となります。ただし、この支援につきましては、利用者の要件がございますので、ご相談いただければと考えております。

増田議長　鷭本議員。

鷭本議員　費用面で不安を抱えてる方に対して、助成制度があることは大変重要だと思います。一方で、支援体制にも要件があるとのことですが、制度を知らないために利用を諦めることがないよう、今後、分かりやすい周知と丁寧な相談対応をお願いいたします。

次に、制度を必要としているが、費用の問題で利用を諦めることがないよう、今後、更に支援を充実させる考えはありますでしょうか。お伺いいたします。

増田議長　山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長　先ほどご紹介させていただきました成年後見制度利用支援事業ですが、令和６年４月１日より、成年後見制度の報酬助成対象を、本人申立てのみから、本人、親族申立ての低資産の方にも拡大するなどし、より多くの方がご利用いただけるよう制度を改正したところでございます。また、その他の機関が実施している、弁護士・司法書士費用立替制度等も利用しながら、なお一層支援を充実させていきたいと考えております。

増田議長　鷭本議員。

鷭本議員　ありがとうございます。支援の対象を広げ、より多くの方が利用できるよう制度を改正されたことは、大変重要な取組だと思います。今後も、費用を理由に制度の利用を諦めることがないよう、必要な方にしっかり支援が届く取組をお願いいたします。

次に、成年後見制度について、名前は聞いたことがあるが、何をしてくれる制度なのかが分からないという市民も多いと思います。本市では現在どのような周知を行っておられますでしょうか。お伺いいたします。

増田議長　山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長　成年後見制度の周知については、パンフレット、ホームページ、ポスター、また、高齢者の方には、本市作成のエンディングノート等でお知らせしておりますが、まだまだ制度について知らない方、また、当事者にならないと制度に接する機会がないのが現状でございます。今後、市民の皆様や福祉関係事業者等に制度について知ってもらうための取組を進めていく予定でございます。

増田議長　鷭本議員。

鷭本議員　ありがとうございます。パンフレットやホームページなどで周知されている一方、まだまだ制度を知らない方が多いことも分かりました。成年後見制度は、必要になってから知るのではなく、元気なうちから知っておくことが大切です。今後、より分かりやすく、身近で感じてもらえる周知をお願いいたします。

ここで市長にお伺いいたします。高齢者の身寄りのない不安や、障がいのある方とそのご家族が抱える、親亡き後の不安など、将来への様々な不安に対して、困ってから支援するのではなく、元気なうち、早い段階から相談できる体制を整え、成年後見制度をはじめ、必要な支援へ切れ目なくつないでいく取組を今後更に充実させていく考えについて、市長の見解をお伺いいたします。

増田議長　阿古市長。

阿古市長　成年後見制度は、市民の生活を守る上で非常に重要な制度だと認識しております。最近の相談内容を見てみますと、複雑な家族関係や社会情勢の移り変わりもあり、１つの制度では解決しない問題が多く寄せられております。成年後見制度の利用促進は必須でありますが、高齢者や障がいのある方が安心して暮らせるように、日々の相談にしっかりと寄り添い、きめ細やかな対応に引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

増田議長　鷭本議員。

鷭本議員　ご答弁ありがとうございました。今回、成年後見制度について質問させていただきましたが、大切なのは、困ってからではなく、困る前に相談できる環境をつくることだと思います。近隣の市では、成年後見支援センターなどを設置し、制度についての相談だけではなく、専門職と連携、様々な支援など、利用する方を地域全体で支える取組も進めておられます。認知症の高齢者も障がいのある方もそのご家族も、将来の不安を１人で抱え込むことがないよう、早い段階から相談でき、必要な支援につながる葛城市であってほしいと思います。こうした近隣市の取組も参考にしながら、葛城市においても、相談から制度の利用、そして利用後まで支える体制が更に充実していくことを期待します。誰もが安心して暮らせる葛城市の実現に向け、今後の更なる取組に期待して、この質問を終わります。

次に、市民サービスの向上につながるデジタルアプリの導入について質問させていただきます。

近年、スマートフォンを活用した行政サービスが広がる中、市民の皆様が、より便利に、より身近に行政サービスを利用できる環境づくりが重要でございます。デジタル化を市民サービスの向上や健康づくり、地域の活性化につなげていくことが大切だと考えます。そこでデジタルアプリの導入について伺ってまいります。現在、葛城市が行っているデジタルサービスについて、どのようなものがあり、市民の利用状況をどのように捉えてますでしょうか。お伺いいたします。

増田議長　林本企画部長。

林本企画部長　企画部の林本です。よろしくお願いをいたします。

本市では、市民の皆様の利便性向上と行政事務の効率化を図るため、各種デジタルサービ

スの導入を進めております。情報発信では、市ホームページに加え、葛城市公式ＬＩＮＥ、防災行政無線のメール配信、Ｉｎｓｔａｇｒａｍなどを活用しております。特に公式ＬＩＮＥでは、緊急情報を迅速に発信するとともに、利用者が希望する情報を受け取れるよう、防災行政無線や子育て・教育情報、健康・医療・福祉情報、観光情報、市からのお知らせ、教室・講座情報、イベント情報、市議会からのお知らせの項目から受信を選択できる機能を設けております。

行政手続につきましては、電子申請サービスを導入しており、水道の開栓、閉栓や大型ごみの収集の申込みなど、来庁せずに手続できるサービスを提供しております。また、マイナンバーカードとスマートフォンを利用した証明書のオンライン申請を令和４年４月１日から実施しており、24時間365日申請ができまして、手数料などをクレジットカードで支払い、証明書を郵送で受け取ることができます。引っ越しに関しましても、マイナポータルを通じた転出届や転入予約に対応しております。そのほか、市ホームページには手続ナビやごみ出し検索などを設け、市民の皆様に必要な情報や手続にたどり着きやすい環境づくりに取り組んでおります。

利用状況につきましては、友達の登録者数、配信状況の閲覧状況、電子申請の件数、対象手続ごとの利用率などを把握し、サービスの認知度や利便性を評価していく必要があると考えております。単にサービスの種類を増やすのではなく、実際に利用され、窓口への来庁や市民の負担軽減につながっているかという観点から検証し、改善を進めてまいりたいと考えております。

増田議長　鷭本議員。

鷭本議員　ご答弁ありがとうございます。公式ＬＩＮＥや電子申請など様々なデジタルサービスに取り組んでいただいてることは評価いたします。一方で、市民の皆様からすると、サービスがそれぞれ分かれているよりも、１つのアプリから必要な情報やサービスを利用できれば、更に便利になるのではないかと考えます。

次に伺います。現在本市では、奈良県が運用する奈良スーパーアプリを活用し、市内施設での空き状況を確認できるようになっております。また、奈良スーパーアプリについて、現在、期間を区切ってテスト的に活用している取組があると聞いております。このテスト活用について、どのような目的で行っているのか。また、利用状況や市民からの反応をどのように見ておられますでしょうか。お伺いいたします。

増田議長　林本企画部長。

林本企画部長　奈良スーパーアプリは、奈良県が運用いたしますデジタルサービスの基盤であり、情報発信や電子申請、施設予約、相談予約などの機能を備えております。本市では、奈良電子自治体共同運営ポータルサイト、ｅ古都ならのサービス終了に伴いまして、令和８年１月５日から、奈良スーパーアプリを通じて市内各施設の空き状況を確認できるようにしております。現時点の本市の運用では、施設の空き状況をオンラインで確認することはできますが、オンライン予約には対応しておらず、利用申請については各施設にお問合せいただく形となっております。

ご質問にございます、期間を区切ったテスト活用につきましては、利用者が迷わず操作できるか、職員側の事務処理に支障がないか、既存の窓口手続との整合がとれるか、また、どのようなサービスへの需要があるかを確認することに目的を置いております。

増田議長　鷲本議員。

鷲本議員　ありがとうございます。現在は施設の空き状況の確認が中心で、テスト活用を通じて市民のニーズや使いやすさを確認されていることを認識いたしました。しかし、デジタル基盤ですので、施設予約だけではなく、市民の皆様が日常的に便利に使えるサービスへ広げていくことが重要だと考えます。

次に伺います。テスト活用を今後の市民サービスにつなげれないか。せっかく実際にアプリを使っているのであれば、しっかり検証することが大切だと思います。今回のテスト活用の結果を今後の葛城市のデジタルサービスの充実にどのようにつなげていくお考えでしょうか。お伺いします。

増田議長　林本企画部長。

林本企画部長　議員ご指摘のとおり、実際にアプリを使用する機会を設ける以上、その成果と課題を適切に検証し、今後の市民サービスにつなげることが重要であると考えております。検証に当たっては、単に利用件数だけを見るのではなく、第１に、市民にとって分かりやすく、使いやすいか。第２に、従来の窓口や電話と比べて時間や手間が軽減されたか。第３に、職員の業務負担や処理時間が改善されたか。第４に、個人情報保護や情報セキュリティーが確保されているか。第５に、導入、運用経費に見合う効果が得られるかという観点が必要となります。また、年齢層別の利用状況、利用されなかった理由、操作途中でつまずきやすい箇所、窓口や電話での問合せ内容なども分析し、必要に応じて画面表示、案内方法、本人確認、申請項目などの見直しにつなげてまいりたいと考えております。

本市は、令和６年５月に葛城市ＤＸ推進計画を策定しており、デジタル技術の導入そのものを目的とするのではなく、一人一人に合った行政サービスの提供と行政運営の改革を進めることとしております。今回の検証についても、同計画の趣旨に沿って具体的なサービス改善につなげてまいりたいと考えております。

増田議長　鷲本議員。

鷲本議員　ご答弁ありがとうございます。今回、実際にアプリを使っていただくということですので、利用した市民の皆様の、使いやすかった、ここが分かりにくかったなどの声を、ぜひ今後に生かしていただきたいと思います。

次に、市民が１つの場所から情報を受け取れる仕組みについてお聞きします。市民からすると、市役所のホームページを開いて必要な情報を探すというよりも、自分に必要な情報がスマートフォンに届くほうが便利だと思います。ごみ収集のお知らせ、防災・避難情報、子育て情報、健康診断・がん検診のお知らせ、高齢者や福祉に関する情報、イベント情報、各種申請や手続などをスマートフォンから簡単に確認できる仕組みについて、市の考えをお聞かせください。

増田議長　林本企画部長。

林本企画部長　市民の皆様が市のホームページから必要な情報を探すのではなく、それぞれの状況や関心に応じた情報をスマートフォンで適切な時期に受け取れる仕組みは、行政サービスの利便性を高める上で大変重要であると認識をしております。本市では、既に公式ＬＩＮＥにおいて、防災、子育て・教育、健康・医療・福祉、観光、教室・講座、イベント、市議会など、利用者が希望する分野を選択して受信できる機能を設けております。また、防災行政無線の放送内容については、ＬＩＮＥでも受信することができます。今後は、こうした既存の情報発信手段を更に活用し、ごみ収集や防災、また、避難、子育て、健診・がん検診、高齢者・福祉、イベント、各種申請などについて、必要な方に必要な情報を適切な時期に届けられるよう検討する必要があると考えております。

一方で、情報を１つにまとめる場合には、市ホームページやＬＩＮＥ、奈良スーパーアプリなど複数の仕組みとの役割分担や連携が必要となります。このため、まずは多くの市民が利用している既存の媒体を分かりやすい入り口とし、そこから市ホームページや電子申請、奈良スーパーアプリなどへ迷わず移動できる環境を整えることが現実的であると考えております。１つのアプリで全てを完結させることだけにこだわるのではなく、市民から見て入り口が１つであり、必要な情報や手続に簡単に到達できる状態を目指してまいりたいと考えております。

増田議長　靏本議員。

靏本議員　ありがとうございます。現在の公式ＬＩＮＥなどを活用しながら、市民から見て入り口が１つで、必要な情報や手続に簡単にたどり着ける環境を目指すとのこと。デジタル化を市民の暮らしをより便利にするための取組として、市民目線で使いやすいサービスの構築を進めていただくことを期待いたします。

次に、市民が、市のことならまずこのアプリを見ればよいと思えるような分かりやすい仕組みがあれば、行政サービスをもっと身近に感じてもらえるのではないかと思います。奈良スーパーアプリなど既にある仕組みも活用しながら、葛城市独自の情報やサービスをまとめて利用できる、例えば、葛城市の暮らしの窓口のようなデジタルサービスを検討する考えはありますでしょうか。

増田議長　林本企画部長。

林本企画部長　議員ご提案の、葛城市の暮らし窓口のように、市民が、市のことならまずここを見ればよいと感じられるデジタル上の入り口を整備する考え方は、市民サービスの向上に資するものと認識をしております。しかしながら、新たに葛城市独自のアプリを開発する場合には、開発費だけでなく、セキュリティー対策、継続的な改修、掲載情報の更新、問合せ対応など、相応の高額な運用経費と人員が必要となります。また、市ホームページ、公式ＬＩＮＥ、奈良スーパーアプリなどと機能が重複すれば、市民にとってかえって入り口が分かりにくくなる可能性もございます。このため、現時点では、独自アプリの開発ありきではなく、公式ＬＩＮＥや奈良スーパーアプリなど既に運用されている仕組みを活用し、市民が１つの入り口から市のお知らせや施設情報、各種申請、予約、手続案内などにアクセスできる構成を検討することが適切であると考えております。具体的には、公式ＬＩＮＥのメニュー構成

の改善、受信設定の充実、電子申請への誘導の導線、奈良スーパーアプリとの連携、よく利用される手続の集約などが考えられます。今後、奈良スーパーアプリの機能拡充や、ほかの自治体での活用状況も確認しながら、市民ニーズや利用率、導入効果や費用、運用体制、個人情報など、総合的に検討してまいりたいと考えております。

増田議長　鷭本議員。

鷭本議員　ありがとうございます。新しいアプリの開発ありきでなく、既存の仕組みを活用して、市民が１つの入り口から必要な情報、手続などにたどり着ける環境を目指すという考え方は、現実的で市民目線に立った取組だと評価いたします。今後、市民にとってより分かりやすく使いやすいサービスとなるよう、前向きに進めていただくことを期待いたします。

次に、アプリはつくることが目的ではなく、市民が実際に使いたいと思うことが大切です。例えば、健康づくりや地域活動、イベントの参加などでポイントがたまり、市内のお店などで活用できるような市民ポイントの仕組みなども考えられると思います。こうした市民が楽しみながら利用できる仕組みを取り入れる考えはありますでしょうか。

増田議長　林本企画部長。

林本企画部長　議員ご指摘のとおり、デジタルサービスは導入すること自体が目的ではなく、市民の皆様に継続して利用していただき、健康づくりや地域活動への参加など、実際の行動につながることが重要でございます。健康づくりや健診の受診、ウォーキングや地域活動、ボランティア活動、イベントへの参加などに応じてポイントを付与し、市内店舗などで利用できる仕組みは、市民の参加意欲を高めるとともに、健康増進や地域コミュニティの活性化、市内消費の促進など、複数の政策効果が期待できます。実際にほかの自治体での導入実績があることを認識しております。

一方で、制度の導入に当たっては、対象となる活動やポイント付与の基準を公平に設定できるか、不正取得を防止できるか、スマートフォンを持たない方も参加できるか、店舗側の事務負担や換金方法をどうするか、そして財源を継続して確保できるかといった課題がございます。今後は、奈良スーパーアプリにおける機能拡充の可能性や、ほかの自治体の健康ポイント、ボランティアポイント、地域通貨などの事例も参考にしながら、健康、福祉、地域振興、商工などの関係部署が連携し、本市に適した仕組みについて調査、研究してまいりたいと考えております。

増田議長　鷭本議員。

鷭本議員　ありがとうございます。市民ポイントについて、健康づくりや地域活動、市内消費の促進など、いろいろな効果が期待できることですが、単にポイントを配るのではなく、市民の皆様が楽しみながら健康づくりや地域活動に参加できる仕組みとして、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。今後の具体的な取組に期待いたします。

次に、デジタル化を進める一方で、スマートフォンを持っていない方や操作が苦手な高齢者の方を取り残さないことも大切です。デジタルサービスを進めながら、窓口や電話、紙での案内なども残し、誰もが行政サービスを受けられるようにする考えはありますでしょうか。お伺いいたします。

増田議長　林本企画部長。

林本企画部長　デジタル化を進めるに当たっては、スマートフォンをお持ちでない方、操作に不慣れな方、障がいのある方、日本語での情報取得が難しい方などを取り残さないこと、いわゆるデジタルデバイド対策が非常に重要であると認識しております。そのため、デジタルサービスを充実させる一方で、必要な行政サービスについては、従来どおり、窓口、電話、郵送、紙による案内などの手段を確保し、市民の皆様がそれぞれ利用しやすい方法を選択できるようにすることが基本であると考えております。

デジタル化は、直ちに全ての窓口や紙の手続を廃止するというものではありません。オンラインで手続できる方には、便利な選択肢を提供することで窓口の混雑を緩和し、その結果、対面での支援が必要な方に職員がより丁寧に対応できる環境を整えることも、デジタル化の効果の１つであると考えております。今後も、デジタルを使える方だけを対象とするのではなく、デジタル化と対面等の手段を適切に組み合わせ、誰もが必要な行政サービスを受けるよう取り組んでまいりたいと考えております。

増田議長　鷭本議員。

鷭本議員　ご答弁ありがとうございます。デジタル化を進める中で、スマートフォンを持っていない方や操作が苦手な方を取り残さないことが大切だと思います。デジタルを使える方には便利なサービスを提供しながら、窓口や電話、紙でも案内を残し、誰もが安心して行政サービスを受けられる葛城市を目指していただきたいと思います。ぜひ、市民一人一人に寄り添ったデジタル化を進めていただくことを要望いたします。

最後に市長にお聞きします。デジタル化は、行政の仕事を効率化することだけが目的ではなく、最終的には市民の暮らしを少しでも便利にすることが大変重要だと思います。今回の奈良スーパーアプリの活用、検証も１つのきっかけとして、既にあるサービスをうまく活用しながら、葛城市でも、市の情報やサービスがもっと身近になるデジタルサービスを進めていく考えについて、市長の思いをお聞きいたします。

増田議長　阿古市長。

阿古市長　議員ご指摘のとおり、行政のデジタル化は、単に市役所内部の事務を効率化するだけではなく、市民の皆様の暮らしをより便利で安心なものにするための手段であると考えております。本市では、これまで公式ＬＩＮＥによる情報発信やオンライン申請、手続ナビなど、市民の皆様が必要な情報や行政サービスを利用しやすくするための取組を進めてまいりました。今後も、奈良スーパーアプリをはじめ、既にある仕組みを有効に活用しながら、防災、子育て、健康、福祉、ごみ、イベントなどの情報や各種手続に、分かりやすく、簡単にアクセスできる環境を整えてまいります。新たなソフト、アプリをつくることに頼らず、市民の皆様に、市のことならまずここを見ればいいと感じていただける仕組みを目指してまいりたいと考えております。

また、デジタル化を進める一方で、スマートフォンをお持ちでない方や操作に不慣れな方にも十分配慮し、窓口、電話、紙による案内なども適切に確保してまいります。誰一人取り残すことなく、市の情報やサービスをより身近に感じていただけるよう、市民目線に立った

デジタル化を着実に進めてまいります。

以上でございます。

増田議長　鷭本議員。

鷭本議員　市長、ご答弁ありがとうございます。現在、奈良市では奈良デジタル市役所、生駒市でも様々なデジタルサービスが進められています。葛城市において、こうした先進事例を参考にしながら、デジタルを使える方だけではなく、誰もが便利さを感じられる市民サービスを進めていただきたいと思います。デジタル化は市民の暮らしをより便利にするためのものです。市民の皆様が、葛城市は便利になったと実感できる取組を期待し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

増田議長　鷭本義明議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。なお、午後１時から会議を再開いたします。

休　憩　午前１１時１８分

再　開　午後　１時００分

杉本副議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私が代わって議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

次に、５番、西川善浩議員の発言を許します。一括質疑方式で行われます。

西川善浩議員。

西川議員　ただいま議長のお許しを得ましたので、議席番号５番、西川善浩が一般質問させていただきます。

私からの質問は、大きく２つでございます。１つは、駅前駐輪場の規定について。そして、もう一つは、市内小・中学校の夏休み期間と創立記念日についてでございます。

まずは駅前駐輪場の規定についてでございます。葛城市には、７つの鉄道駅、大和新庄駅、近鉄新庄駅、忍海駅、尺土駅、磐城駅、当麻寺駅、二上神社口駅がございます。市民の公共交通利用を支える重要な役割を担っております。その中で交通の結節点でもある駅前駐輪場についても、重要な交通インフラとなっているところでございます。今回は、その各駅前駐輪場を利用する方々からの疑問の声があり、質問をさせていただいた次第でございます。

市民の公共交通利用を支える駅前駐輪場については、自転車だけではなく、原動機付自転車や自動２輪車の利用ニーズも年々変化をしておるとこでございます。一方で、近年は、排出ガス規制の強化によって50cc以下の原動機付自転車の生産が終了して、それに伴って125ccクラスへの移行する利用者が増加しております。しかし、駅前駐輪場によっては、規定によって利用できないケースがあり、市民が公共交通を利用する上で支障となっているところでございます。また、高齢者や障がいのある方が利用する３輪自転車や３輪の原動機付自転車についても、駐輪場の利用基準、また、施設整備の状況によっては利用できない状況があります。

そこで、市民の利便性の向上という観点から市の考えを伺っていきます。総務部長にお伺いをいたします。葛城市には７つの鉄道駅がありますが、条例で定めているのは、市営磐城駅前駐輪場のみと認識しておりますが、各駅前駐輪場では、自転車、原動機付自転車、自

動２輪車について、それぞれどのような利用基準となっておるのでしょうか。また、駐輪できる車両区分や大きさは各駅共通なのでしょうか。それとも施設ごとに異なってくるのでしょうか。それと市民の方々から、利用を断った事例や、市民からの相談や要望はあったのでしょうか。また、現在、50cc以下の原付の生産終了に伴い、125ccクラスへ買い換える市民が増えてきております。その結果、これまで利用できていた駅前駐輪場が利用できなくなったり、駅までの移動手段を変更せざるを得なくなって、公共交通利用の妨げになっているといった課題が生じております。そこで、市としては、このような社会情勢の変化をどのように認識しておるのでしょうか。

そして近年においては、高齢者の移動支援や障がい者の移動手段として、３輪自転車や３輪の原動機付自転車の利用も増加をしています。しかし、２輪車と規定されていることによって利用できない駐輪場もあると聞いております。そこで、市として現行ルールが現状に合っていると考えているのでしょうか。また、交通弱者への配慮という観点から、見直しの必要性をどう考えていらっしゃるのでしょうか。そして、冒頭でも申し上げたように、駅前駐輪場は、市民が鉄道を利用するための重要な交通結節点でもあり、今後は、125ccクラスの原動機付自転車への対応、３輪自転車及び３輪原動機付自転車への対応、各駅の利用実態に応じた重要な運用が求められてまいります。

そこで市長にお伺いをいたします。利用基準や施設整備を検討すべきと考えておるのですが、市長の見解を伺います。

続きまして、市内小・中学校の夏休み期間と創立記念日についてでございます。近年の夏は、全国的に猛暑日が続き、子どもたちの健康と安全への配慮がこれまで以上に求められてまいります。熱中症警戒アラートの発令や暑さ指数の上昇が常態化する中、多くの自治体では、子どもたちの健康を最優先に考え、８月31日までを夏期休業期間とするなど、夏期休業期間の見直しを進めています。

一方、本市では、授業時数の確保を理由として、近隣自治体と比較し、夏期休業期間が短く設定されており、８月下旬のこの厳しい暑さの中で登校している状況が続いております。私は、授業時数の確保はもちろん重要であると認識をしております。それと同時に、大切なのは、子どもたちが安心・安全に学ぶことができる教育環境を整えることではないでしょうか。第３期葛城市教育大綱の基本方針においても、安全・安心で質の高い教育環境の整備と児童・生徒などの安全確保とうたわれております。この教育大綱の方針を実現するためには、学力や授業時数だけではなく、子どもたちの命と健康を守ること、そして豊かな心を育む教育を進めることが重要であると考えます。

そこで教育部長にお伺いをいたします。近隣自治体において、夏期休業期間はどのように設定をされているのでしょうか。また、本市が近隣自治体より短い夏期休業期間としている理由は何でしょうか。

続いて、教育長にお伺いをいたします。近年の猛暑という社会情勢の変化を踏まえ、子どもたちの健康と安全を最優先とした夏期休業期間の見直しについて、次期学習指導要領改訂に伴い、検討する考えはあるのでしょうか。

次に、創立記念日についてお伺いをいたします。現在本市では、創立記念日も通常授業日となっております。これについても、授業時数の確保が理由であると伺った記憶がございます。しかし、創立記念日は、学校の歴史や伝統、地域の先人の歩みを学び、自分たちの学校への愛着や誇りを育む貴重な機会であります。昨年は當麻小学校が150年、本年は新庄北小学校50年及び新庄小学校150年となって、在校生や卒業生の意識醸成にも寄与しているものと感じておるとこでございます。また、それは葛城市教育大綱に掲げる、まちづくりは人づくりから、郷土葛城市に誇りを持ち、未来に向かってたくましく生きる人づくりの理念にも通じるものと考えております。そこで、創立記念日を単なる授業日として扱うのではなく、学校の歴史や地域とのつながりを学ぶ特別な日、あるいは特別な休日として位置づけることは、愛校心や郷土愛を育む教育的意義が大きいのではないでしょうか。

そこで市長及び教育長にお伺いをいたします。教育大綱は本市の教育行政の最上位の指針であります。その理念を具体的な学校運営にどのように反映していくのかが重要であると考えております。愛校心や郷土愛を育む教育を更に充実させるため、教育大綱の理念を踏まえ、創立記念日の在り方について見直しを行う考えはあるのでしょうか。また、特別な休日とすることが難しい場合であっても、学校の歴史や地域への理解を深める特別な教育活動の日として活用するお考えはないのか。市長及び教育長のご見解をお聞かせください。

以上が壇上よりの質問とさせていただきます。

これよりは質問席にて行いますので、よろしくお願いをいたします。

杉本副議長　吉田総務部長。

吉田総務部長　総務部の吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの西川議員の、駅前駐輪場の規定についてのご質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、本市には７つの鉄道駅があり、駅前駐輪場は、市民の皆様の公共交通利用を支える重要な交通インフラであると認識しております。まず初めに、各駅前駐輪場における自転車、原動機付自転車、自動２輪車の利用基準や現状について順次お答えをさせていただきます。

１つ目の、各駅の利用基準について、市営の駐輪場につきましては、市営自転車等駐車場条例に基づき規定されているのは、市営磐城駅前自転車等駐車場のみでございます。同条例においては、駐車できる自転車等の種類について、道路交通法第２条第１項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の２に規定する自転車並びに道路交通法施行規則第２条の表に規定する自動２輪車と規定されております。一方、その他の駅前駐輪場につきましては、尺土駅駐輪場が民間会社が管理する有料駐輪場であり、自転車及び50cc以下のミニバイクが駐車可能となっております。その他の二上神社口駅前、当麻寺駅前、大和新庄駅前、忍海駅前、ＪＲ新庄駅前につきましては、現在、市条例で定めていない状況でございます。

２つ目の、車両区分や大きさが、共通か、施設ごとに異なるかにつきまして、市営自転車等駐車場の条例は、あくまで磐城駅前自転車等駐車場の利用について定めているものであり、条例上、その他の各駅前駐輪場における車両区分や大きさについての統一的な規定は定めておりません。そのため、施設ごとに管理主体や個別の運用状況が異なっているのが現状でご

ざいます。

３つ目の、利用を断った事例や市民からの相談、要望はあるのかということにつきまして、市営磐城駅前自転車等駐車場につきましては、駐車使用料金の徴収や清掃等の管理運営をシルバー人材センターへ委託しております。現在のところ、同駐車場において利用をお断りした事例や、市民の皆様からの特段の相談、要望などは寄せられていないという状況でございます。

４つ目の、社会情勢の変化や多様な移動手段に対する認識につきまして、議員ご指摘のとおり、近年における排出ガス規制の強化に伴う50cc以下原動機付自転車の生産終了や、それに伴う125ccクラスへの移行、さらには、高齢化の進展や障がいのある方の移動支援といった観点から、市民の皆様の移動手段や車両のニーズが多様化、変化しているものと認識しております。３輪自転車や３輪の原動機付自転車の利用が増えていることにつきましても、これらが身体的な事情などにより一般的な２輪車の利用が難しい方にとって、重要な移動手段であると認識しております。一方で、既存の規格や基準により利用できないケースが生じるなど、公共交通利用の妨げになり得る課題についても重く受け止めております。

５つ目の、現行ルールが現状に合っていると考えているのかにつきまして、市営自転車等駐車場条例において駐車可能な車種を確認いたしますと、人力による２輪、３輪、４輪自転車や、原動機を有する大型自動２輪を含む２輪バイクは駐車可能となっております。しかし、近年増加傾向にある３輪の原動機付自転車や50cc以下の３輪バイク、４輪以上の原動機付自転車等は現在の対象に含まれておらず、利用できない状況にあります。こうした状況を踏まえますと、現行のルールが現在の利用実態やニーズに十分合致しているとは言えない状況であると認識をしております。

最後に６つ目の、交通弱者への配慮という観点からの見直しの必要につきましては、駅前の限られた駐車スペースにおいて特定の車両が過度にスペースを占領してしまう懸念がある一方で、身体的な理由などで移動が難しい交通弱者への配慮を行うことは大変重要であります。両立させることは容易ではありませんが、住みよいまちづくりを形成していくためには配慮すべき大切な視点であると考えており、今後しっかりと研究、検討を重ねてまいりたいと存じます。

杉本副議長　勝眞教育部長。

勝眞教育部長　教育部の勝眞でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは、小・中学校においての夏期休業期間の設定状況についてお答えをさせていただきます。

初めに、近隣自治体の夏期休業期間の状況についてでございます。夏期休業期間を短縮して設定している自治体につきましては、奈良県内12市では、葛城市、奈良市、生駒市の３市でございます。３市以外の９市及び近隣北葛城郡４町におきましては、８月31日までとされています。

次に、現在、本市が近隣自治体よりも短い夏期休業期間としている理由でございますが、本市におきましては、平成23年３月31日付で葛城市立学校の管理運営に関する規則の一部

改正を行い、平成24年度より、小・中学校、幼稚園の夏期休業日を７月21日から８月25日までとし、２学期の開始日を８月26日からとしているところでございます。変更の理由といたしましては、授業時数の確保のため、夏期休業期間を短縮したという経緯がございます。平成20年告示の学習指導要領改正によりまして、小学校におきましては平成23年度から、中学校におきましては平成24年度から、標準授業時数が週当たり、小学校一、二年生で２時間、３年生から６年生で１時間、中学校では各学年で１時間増えることとなりました。学習内容が大幅に増える新しい学習指導要領に対応するには、年間授業日の改定に踏み込んだ授業時数の確保が不可欠であるという考えの下、現在の夏期休業期間としております。

以上でございます。

杉本副議長　椿本教育長。

椿本教育長　西川議員の質問にお答えをさせていただきます。

私には、夏期休業期間の延長及び学校創立記念日の在り方、そして休業日化についてお答えをさせていただきます。

本市におきましては、平成22年当時、学習指導要領の改訂に伴い、標準授業時数が増加したことを受け、児童・生徒の確実な学力の定着と、教員と子どもたちとの十分なふれあいの時間を確保するため、年間授業計画の抜本的な見直しを行いました。夏期休業期間の短縮や創立記念日の授業日化といった当時の措置は、本市の子どもたちの確かな学力を育み、教育の質を維持向上させる上でこれまで大きく寄与してきたものと認識しておるところでございます。しかしながら、これらの措置から15年以上が経過し、当時は想定し得なかった社会情勢を踏まえ、また、教育を取り巻く環境の激変が現在進んでおるところでございます。こうした時代の変化を踏まえ、これまでの教育成果の上に立ち、これからの子どもたちに必要な学びや安全を最優先に考えた結果、今回、大きく３つの視点から見直しを進めているところでございます。

第１に、国における授業時数の在り方の見直しや、次期学習指導要領を見据えた教育内容の充実への対応でございます。平成22年当時は、授業時数の数値的な確保が最優先課題でありましたが、現在、国においては、授業時数の弾力化や教育内容の精選などが議論されておるところでございます。こうした動向も踏まえ、単に授業時数を確保するという考え方にとどまらず、限られた時間の中で、より効率的、そして効果的な教育活動を行い、教育の質を高めていく段階へと転換を図る好機であると捉えています。

第２に、夏季における猛暑化に伴う熱中症リスクの軽減と児童・生徒の安全確保の観点でございます。近年、夏季の高温化が顕著となり、特に８月下旬の登下校や学校教育活動における熱中症のリスクは、これまで以上に高まっております。本市におきましても、各学校への空調設備の整備や熱中症対策を進めているところではございますけれども、施設面の対策に加え、児童・生徒の命と健康を守る観点から、特に厳しい暑さが続く８月下旬の登校そのものを避けることも、安全対策の１つとして重要であると考えております。

第３に、教員の働き方改革の推進と教育の質的向上であります。教員の心身の健康とウェルビーイングの向上は、持続可能な学校教育を支える上で不可欠な基盤でございます。夏期

休業期間の確保により、教員の休暇取得や心身リフレッシュを図るとともに、新学期に向けた授業準備、あるいは教材研究や研修の時間を確保することが、結果として、日々の教育の質的向上へと還元されるものと考えております。

次に、創立記念日の在り方及び休業日化についてでございます。創立記念日は、単に学校が開校した日を記念するだけのものではなく、学校の成り立ちや歴史、これまで学校を支えてこられた地域の方々や先輩方の歩みに思いをはせ、その伝統を次の世代へとつないでいくための大切な節目であると捉えております。本市におきましては、これまで授業時数の確保を最優先とし、創立記念日を授業日としてまいりましたが、こうした教育的意義を改めて尊重し、あえてこの日を休業日として位置づけることで、子どもたちが学校や地域の歴史を見つめ直し、感謝の心を育む特別の日とするとともに、地域や家庭で自律的に学ぶ契機としてまいりたいと考えております。

最後に、授業時数への影響でございます。今回の夏期休業の延長と創立記念日の休業日化を合わせますと、年間の事業日数は７日間減少することとなります。この点につきましては、本市の各小・中学校におけるこれまでの授業時数の実績や、各学校が有する余剰時間数を検討、検証するとともに、冒頭に申し上げました、国における授業時数の弾力化の動向も踏まえ、教育課程への影響について検討を行ってまいりました。その結果、必要な授業時数を確保し、各教科等の教育内容を適切に履修することが可能であり、今回の見直しによって、学習内容の定着や教育課程の実施に支障が生じることはないと判断しておるところでございます。

以上のことから、本市教委員会におきましては、今後、学校運営協議会における協議をはじめ、関係者の皆様のご意見とご理解をいただきながら、規則の改定に向けた準備を丁寧に進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

杉本副議長　阿古市長。

阿古市長　駅前駐輪場の規定について、利用基準や施設整備を検討するべきとのご質問にお答えしたいと存じます。

初めに、法的な背景といたしましては、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第12条において、自転車等の利用者の責務が定義されております。歩行者に危害を及ぼさないよう安全な利用に努めることや、指定された場所以外に放置しないよう努めることが規定されているところであります。こうした中で、駅前駐輪場の在り方につきましては、総合的に検討すべきであると考えております。利用基準につきましては、限られたスペースである自転車等駐車場において、交通弱者に配慮した上で駅を利用される方を中心に利用できる対象車両を検討し、そのニーズに応じた対象車両を研究したいと考えております。駅前駐輪場は、市民が鉄道を利用するための重要な交通結節点であり、今後は、125ccクラスの原動機付自転車への対応、３輪自転車及び３輪原動機付自転車への対応、各駅の利用実態に応じた柔軟な運用が求められてまいります。こうした利用実態に応じた施設の在り方や利用基準の在り方について、今後、研究、検討を進めてまいりたいと考えており

ます。

この件につきましては以上でございまして、もう１点ございました。

次に、市内小・中学校の創立記念日についてでございます。子どもたちや保護者、そして地域住民の皆様が、それぞれの学校の歩みや地域との結びつきを再確認する契機となるよう、教育大綱の理念に沿った望ましい在り方について、教育部局と協議、共有をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

杉本副議長　西川議員。

西川議員　それでは、再質問させていただきます。なかなか、皆さん、慣れないというか、僕も仰々しい形の質問になっておりますけども、再質問させていただきますね。

まず、駅前駐輪場についてなんですけども、磐城駅前自転車駐車場については、市の条例によって一定のルールが定められておると。これについても、近年増加傾向にある３輪の原動機付自転車などについては、駐車ができないといった状況でございました。その他、各駅の自転車など駐車場にあっても、ルールは明確に定められていないといった状況でございました。また、尺土駅の駐輪場、これは民間運営となっておりますけども、これについても現状の利用実態に即したものとなっていないのが実情でございます。

先ほどの答弁で、利用基準については、駅を利用される方のニーズに応じた対象車両の検討、施設整備については、バリアフリーや防犯面の観点から利用実態に応じて研究、検討していくということでありましたが、そこで再度質問させていただきます。条例で定めている磐城駅前自転車等駐車場だけでなく、他の駅前駐輪場などにおいても実態調査を行い、施設整備及び利用基準を検討していくとの認識でよいか。また、利用者の多い尺土駅の駅前駐輪場については、民間の運営でありますけども、市としての意向を伝え、ルールの見直しの検討をしてもらうことは可能かということを再質問させていただきます。

それと、夏期休業期間と創立記念日についてのことなんですけども、教育長の答弁で３つの視点から、夏期休業期間、また創立記念日の見直しを考えていっている段階ですという答弁がございました。授業時数の弾力化、効率的にやっていけるのではないかということと、８月下旬のまだまだ暑い中登校させることを、やっぱり子どもたちの安心と安全を考えて、夏期休業期間を８月31日に戻す検討もしていったらいいのではないかと。

あと、教員の働き方改革と。これは部活動のスポーツ展開というところも、いろいろと働き方改革の中で変わってきてる部分もありますけど、こういう変化のときに、今度、学習指導要領が改訂をされるというタイミングもありますし、授業時数の弾力化と、各学校に、先ほど教育長にお伺いした、学校で授業の弾力化も判断していけるような取組もできるということもお伺いしましたし、これについては進めていっていただきたいんですけども、僕、創立記念日については、特別な休日とすることだけでなく、学校、要は、子どもたちに愛校心を芽生えさすとか、郷土愛を育むとか、その辺の取組という、何か具体的なそういうのが、特別な休日もいいんですけども、何かそういう取組、また地域の方々と協働して何かを起こすであったりとか、そういう何か事例とかないかなというふうに思うんです。そういうのを、

事例を何か、例えばあればお聞かせ願いたいなというところがあって、その考えでもいいですよね、教育長のね。

先ほどは休日というところ限定やったんですけど、そういう休日ではなくて、何か子どもたちに愛校心を芽生えさせる、何かそういう取組というのは、ほかの事例では何かないかというとこと、教育長の考えをお聞かせ願いたいというとこでございます。

杉本副議長　阿古市長。

阿古市長　私のほうから、駐輪場につきましての再質問でございますので、その点についてお答えしたいと存じます。

先ほども申し上げましたので、多分同じ内容になるとは思うんですけども、市の管理する、もしくは市の条例に入っているものも含めまして、その部分につきましては、市の判断の中で、先ほど申し上げましたような検討を進めてまいります。ただ、尺土駅前につきましては、民間事業者でございますので、民間事業者に市の意向を伝えて協議をして、どのような取組ができるのかということを検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

杉本副議長　椿本教育長。

椿本教育長　私には、創立記念日を特別な日として地域とともに何か活動ができないかということの問いかなというふうに思っておるところでございます。

まず、昨年度、當麻小学校の150周年、そして今年度におきましては、新庄小学校150周年、新庄北小学校の50周年ということで、周年記念として、その周年を飾る意味での、地域とともに、愛校心、また、学校の歴史を振り返るというような大きなイベントとしてはやっているところでございますけれども、議員おっしゃるように、創立記念日を特別な日として、毎年、子どもたちに、愛校心であったり、また、郷土の歴史を振り返るいい機会と捉えることは、非常に大事だというふうに思っております。そういった意味で、本市においては、全ての学校をコミュニティスクール化しておりますので、地域の方が比較的簡単に学校教育の中に入ってこれるような環境もつくっております。そういった意味では、地域の方の力も借りながら、改めて創立記念日に合わせた、子どもたちと共に、地域の方と共に考えるようなことを各学校のほうでも考えていきたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

杉本副議長　西川議員。

西川議員　ありがとうございました。駅前駐輪場については、市長、また総務部長のほうから、磐城駅前駐輪場に限らず、各駅の利用基準の在り方について全庁的な視点でも見ていくと、検討していくということです。さらに、施設整備についても、バリアフリーや防犯面を含めて、利用実態に応じて研究していくという前向きなご答弁をいただいたというふうに思っております。また、民間が運営する尺土駅前駐輪場についても、市としての利用者の声や現状認識を事業者に伝えていただいて、ルールの見直し、また、利用環境の改善に向けて、協議、働きかけを行っていくというご答弁もいただいたとこでございます。

駅前駐輪場は、市民が公共交通を利用するための重要な交通結節点でもあります。今後は、

新基準、原付への移行や高齢化に伴い、利用者のニーズは更に多様化していくものと考えます。ぜひとも、今回の答弁を一過性の研究に終わらせることなく、各駅の利用実態を十分に把握した上で、市民にとって公平で利用しやすい基準の整備と、誰もが安心して利用できる施設環境の改善を着実に進めていただくことを強く要望をいたします。

市内小・中学校の夏休み期間と創立記念日についてでございます。夏休み、夏期休業期間については、先ほどの再質問でもお話しさせてもらったように、もう見直しを考えていく時期であるということもいただきましたので、やっぱり進めていっていただきたいなと思います。創立記念日についても、特別な休日にするか、特別な日とするか。これについても、授業時数はもちろん、学力低下を招いたら駄目ですので、しっかり弾力的な運営を考えていただいて、休みにするか、また、地域の方々と何か特別な協働をしながらやっていく行事をするかとか、その辺を考えていっていただきたいと思います。

総合計画、今やってますけども、葛城市は15歳未満の数が奈良県でも一番高い割合でありまして、ただ、総合計画の中でとられてるアンケートでも、葛城市に働く場所がないであったりとか、いろいろな理由で外に出ていくということが懸念されていきます。今は多くても、葛城市から外に出て行かれたら、やっぱり葛城市にとってはマイナスでございます。そこで、ほかの要因もいろいろあるんですけど、教育の場では、しっかりと郷土愛、やっぱりこの葛城市にいたいと。そして愛校心を持っていただいた中で郷土愛を育んでいただく。そういう取組が僕は教育的に本当に必要やなと思っておるんですね。その辺も踏まえて、夏期休業期間とそして創立記念日というところで、子どもたちの命と健康を守り、そして郷土や学校への誇りを育むということは、これからの教育行政に欠かすことのできない重要な視点でもありますので、本市の未来を担う子どもたちのため、教育環境の更なる充実に向けて前向きな検討をお願いを申し上げ、私の一般質問を終わります。

以上です。

杉本副議長　西川善浩議員の発言を終結いたします。

次に、10番、谷原一安議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

10番、谷原一安議員。

谷原議員　皆さん、こんにちは。日本共産党の谷原一安です。ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。

まず最初に、熊本地震災害、また、この間打ち続く豪雨災害にてお亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈りするとともに、被災されておられる皆様へ、心よりお見舞い申し上げます。また、この酷暑の中で、避難者に対する支援、そして復旧のために尽力されておられます関係自治体職員の方々や、また、ボランティアで現地に赴かれて活動されてる方々に、心よりの敬意とそして感謝を申し上げたいと思います。

本日は３点ございます。１点目は、避難所の運営について問いたいと思っております。この間の報道接するにおいて、葛城市では一体どうなっているのかということで、葛城市の避難所運営マニュアル、拝読いたしました。その中で、実際にこれでうまく機能して、市民の本当に安心・安全な避難所生活、これを運営することができるのかどうか疑問に思うこと

が多々ありましたので、この点を中心に質問させていただきます。

２番目は、会計年度任用職員の処遇改善について質問したいと思います。会計年度任用職員というのは、名称のとおり、１会計年度、１年間の短期の雇用ということで、不安定雇用の中で働いておられる職員さんなんですが、葛城市では、正規職員、常勤職員が約330名ぐらいでしたかね。それに対して会計年度任用職員の方々はもう400名を超えております。多様化する住民ニーズに応えるために、本当に多くの会計年度任用職員が葛城市で働いておられて、住民サービスのために日々尽力していただいてるわけですけれども、非常に不安定な雇用ということから、民間事業のほうでは雇い止めに対する法的規制も進んできておりますし、公務職場において、こうした不安定雇用の下にある会計年度任用職員の方々の処遇改善、とりわけ再度の任用ということについて、どうなっているかということについて質問してまいりたいと考えております。

３つ目ですけれども、これはこれまで何度か一般質問もしましたし、それから委員会でも質問させていただきましたけれども、未就学の、つまり小学校入るまでのお子さんが、室内で親子共々遊ぶことができる施設、そして親御さんにとっては、育児相談や、あるいは同じ育児に携わる方々との交流ができる、そうした子育て支援施設、これを土曜日、日曜日に常時開設してほしいということで、これまでも質問してまいったわけですけれども、近隣市ではそうした常時開設を行う施設が増えてまいりまして、葛城市では早くから子育て支援の取組やってきたわけですけれども、土日が十分開設できてない、遅れがあるということで、今回は端的に、やるのか、やらないのかという、その覚悟を問いたいと思っております。

これよりの発言につきましては質問席より行います。よろしくお願いします。

杉本副議長　谷原議員。

谷原議員　よろしくお願いします。

まず最初に、避難所の在り方について質問をいたします。避難所は災害時、やっぱり迅速に立ち上げをしなければいけません。しかし、その開設に当たっては、やることが非常にたくさんあるということで、人員の配置、これをしっかり手当てしなければ、なかなか開設されないということが起きます。また、開設されても運営ができないということになるわけですけれども、そこでまず最初に、葛城市には14か所指定避難所がございます。その開設に当たって、職員の配置人数、平均すると何人の職員の割当てを予定されているのか。また、職員だけでは不十分ということで、地域団体等、協力を見込んでおられると思いますけれども、これについてどういうことになってるのか、お聞きしたいと思います。

杉本副議長　吉田総務部長。

吉田総務部長　総務部の吉田でございます。よろしくお願いいたします。

各指定避難所の開設につきましては、まず、避難所の開場及び安全確認、避難者の安全確保を職員２名で行うことになっており、その後、避難所担当者２名に引き継ぐこととしております。また、避難所の円滑な運営におきまして、自主防災組織や自治会をはじめとする地域団体の皆様との連携が極めて重要であるため、開設初期の段階から、地域団体の皆様のご協力をいただきながら、役割分担の下で避難所を運営してまいります。

杉本副議長　谷原議員。

谷原議員　避難所を、開場ですから、開ける。そして開けるまでに、避難所として使えるかどうか点検もしなければいけません。そのために２名の職員が配置されて、その後、運営に当たって２名の職員に引き継ぐということでありました。しかし、避難所って設営するにも非常に多くの人員が要ると。しかし、それについては、地域団体と協力して行うというふうに、これは避難所運営マニュアルにそうなってるんです。

そこで具体的にお伺いしますけれども、避難所を設営するときにレイアウトをつくらなければなりません。レイアウトができるまでは、避難者は入れないんですよね。それは待機しておくということになってます。冬場寒い中で待機するためにはこうせなあかんということまでマニュアルには書いてあるんですが、しかし、早くレイアウトして設営しないと、いつまでも待っておくことになりますから、そうすると、レイアウト、事前に私は14か所の避難所ごとにちゃんとつくって、迅速にできるということが非常に重要だと思うんですけれども、避難所運営マニュアルには一般的な事例しか書いてありません。だから個別の図面があるのかどうか。これについてお伺いします。

杉本副議長　吉田総務部長。

吉田総務部長　各避難所のレイアウト図面につきましては、各指定避難所ごとの図面はございませんが、施設の平面図等をベースとしながら、建物におけるスペース割りや配置の目安について、避難所運営マニュアルに標準的なレイアウトを示しております。

杉本副議長　谷原議員。

谷原議員　つまり、具体的な場所が標準的には示されてるけれども、それぞれの避難所で確定してないんです。確定した図面がないんです。私は、これは早急につくっておくべきだと思います。と申しますのは、いざ災害になって、職員の方が行きました。開場しました。２名の職員の方に運営を任せます。そこに地域の団体と合わせてつくっていく。これ、話合いをするだけであっという間に時間たちますよ。こんなん事前にちゃんと計画的によく練れば、十分時間があるわけですから、ぜひ、早急に14か所の避難所のレイアウト、これはよく検討してつくっていただきたいとお願いしておきます。

それから、この運営マニュアルでは、先ほどから、地域団体、自主防災組織、あるいは町会や自治会など、大字の自治会、こうした方々と一緒になって避難所をつくって運営していくというふうになってるんです。職員は２名しかいないわけですから、できないわけです。そうすると、私の住んでいる薹ですけれども、これ、大変きれいな防災マップ、関係大字ごとに作っていただいて、非常に大きな見やすいものに改定していただきました。この表紙には、私の住んでいるところは忍海小学校に指定避難所がありますので、そこへ行くことになるんです、いざとなったら。そこには忍海、薹、西辻、脇田、それから南新町、この５つの関係大字の方々が行くことになってるんです。そこで運営するわけです。

これ、船頭を多くして山に登るじゃないですけれども、緊急時にその方々が急に集まって、さあ、レイアウトも決まってない中で、どうするということが起きるわけです。私は、事前に訓練として、あるいは研修として、少なくとも、この避難所運営マニュアルがあります。

これに基づいてやるんですよということすら、今では周知されてないところがあると思います。やはり事前に自分たちで避難所運営をしていかなければならないんだということも含めて、これら指定避難所、それぞれ自治会があります。その関係者が集まって、少なくとも研修から始めて、できたら実践的な訓練もできたらいいんですけれども、少なくともそういうことをやる必要があると私は思っているんですけれども、今、実際に事前にこうした自治会など地域団体で避難所運営について協議するようなことはされているのかどうか。このことについて伺います。

杉本副議長　吉田総務部長。

吉田総務部長　避難所運営訓練を各指定避難所ごとに、その避難所の利用対象となる自治会が参加の下、実施をしている状況です。

杉本副議長　谷原議員。

谷原議員　今、年２回、避難所ごとに、緊急避難場所、地域の公民館から住民がその場所に行って、指定避難所まで行くと。順路も確認するということをやっておりますけれども、運営について、実際に詰めて、実際に災害が起きたときに関係の大字の方々が運営するということについて、事前に話合いなどがされてるのかどうか。このことについて伺います。

杉本副議長　吉田総務部長。

吉田総務部長　避難所運営訓練を各指定避難所ごとに、その避難所の利用対象となる自治会が参加の下、実施をしておりますが、その中で避難所運営マニュアルの研修も行っております。

杉本副議長　谷原議員。

谷原議員　行っているということですね。だから避難所運営マニュアルについて、それぞれの自治会については理解しているということで了解しました。これについては、実際にどの程度できるかということについて、やっぱりしっかりした訓練が私は今要ると思いますので、引き続きよろしくお願いします。

それから、避難所の運営についてですけれども、女性のニーズ、女性の視点で避難所を運営していくということが非常に重要かと思います。これについては、内閣府が令和２年５月に災害対応力を強化する女性の視点、男女共同参画の視点からの防災復興ガイドラインというものを作成して、女性の視点から避難所運営について非常に細かいチェックリストなどもつくって、避難所が女性にとって安心できるような避難所になるようなものを公表しております。

これは、実際に避難所の中で性被害が起きるということが現実に起きてきたわけです。そういうことも含めて、いろいろと不安が広がったりする中で、真剣に女性が守られる、そういう避難所でなくてはあかんということで、内閣府のほうでつくっていただいてるわけですけれども、このガイドラインは令和２年の５月につくられたということですので、葛城市の災害時における避難所運営マニュアル、これは平成30年に作成されたものなんです。どうも改訂されたようなことも書いてません。見ましても、一部女性に配慮する記述はあるんですが、内閣府に従ったガイドラインが十分取り入れられてるとは思えないんですけれども、この点について、私は、内閣府のガイドラインに従って、避難所運営マニュアル、葛城市

のものを早急に改訂すべきだと思うんですけれども、このことについてお考えをお伺いします。

杉本副議長　吉田総務部長。

吉田総務部長　現在の避難所運営マニュアルは、平成30年３月に作成したものとなります。議員ご指摘のとおり、女性の視点に立った避難所の開設、運営、環境整備は必要だと認識しております。また、近年発生した災害における避難所運営の課題や対応事例などを踏まえ、女性や子ども、高齢者、障がいのある方など、多様な避難者のニーズにも配慮した避難所運営が求められております。このため、今後、関係部署や関係機関とも連携しながら、近年の災害から得られた教訓や課題、国からのガイドライン等を踏まえ、現行の避難所運営マニュアルの内容を検証するとともに、男女共同参画の視点を含めた見直しを行い、必要に応じて改訂してまいりたいと考えております。

杉本副議長　谷原議員。

谷原議員　ぜひよろしくお願いします。また、改訂後には、地域団体の方々への研修にこうしたものを利用して、実際の施設運営に役立つようにお願いしたいと思います。

　関係しますけれども、乳幼児を抱える家族とか妊婦の方々に独立した避難生活のスペース、これは用意されるのでしょうか。用意されてるのでしょうか。このことについてお伺いします。

杉本副議長　吉田総務部長。

吉田総務部長　災害時の避難所においては、乳幼児を抱えるご家族や妊婦の方をはじめ、様々な事情やニーズを持つ避難者が避難生活を送ることを想定する必要があると認識しております。一般の指定避難所では避難生活が困難な方については、福祉避難所にて避難生活を送っていただくことになります。現在では、一般の指定避難所である各小学校に隣接した新庄小学校附属幼稚園、忍海小学校附属幼稚園、新庄北小学校附属幼稚園、磐城認定こども園、當麻小学校附属幼稚園の公立幼稚園を福祉避難所として位置づけております。避難者それぞれの事情に配慮した避難所運営が図れるよう、施設面だけでなく、運用方法も含め検討してまいりたいと考えております。

杉本副議長　谷原議員。

谷原議員　ありがとうございます。この避難所運営マニュアルを見ますと、運営の中で配慮すること、避難所の中で配慮することとありましたので、十分なのかどうか不安に思ったんですけれども、実際には、隣接する幼稚園などにそういうふうなスペースを設けるということでありますので、この点もしっかりと避難所運営マニュアルに書き込んでいただいて、お願いしたいんです。というのは、２名の職員さんいらっしゃいます。その方が動いておられる中で、地域団体の方が来られて、運営するときに、妊婦さんが来られた。マニュアルにはそういうふうに書いてありますので、でもマニュアルの中に、いや、それはそれぞれの避難所においてここに行きなさいというふうにちゃんと書いていただいたらマニュアルは機能すると思いますので、改訂時には、そういうところを丁寧に、指示が行き届くようにしていただきたいと思います。

さて、次にですけれども、災害関連死ということがやはり避難所生活の中では一番起こしてはならないことだと思います。その観点から避難所運営について幾つか質問いたします。

１つは、毎日薬を服用しなければならない方がいらっしゃいます。災害時に持ち出せないというふうになった場合、こうした場合の薬の手当てなど、支援はどうなっているでしょうか。

杉本副議長　吉田総務部長。

吉田総務部長　災害時には、かかりつけの医療機関を受診することが困難な場合でも、お薬手帳等があれば、国から災害時における医薬品の取扱いについて特例的な対応が示されることがあり、処方薬を受け取ることができます。本市といたしましても、こうした国、県の対応方針を踏まえ、災害時における医療機関や薬剤師会等との連携を図りながら、災害時に服用中の薬が不足した方につきましても、必要な医薬品を確保できるよう支援してまいりたいと考えております。

杉本副議長　谷原議員。

谷原議員　これについても、私は、避難所運営マニュアルの中に、やはりそうしたことも含めて、どうすればいいか具体的に、例えば避難所に来られるわけですね。その方で、いや、薬がないんだというふうに訴えられたときに、ここへ例えば連絡してくださいとか、そういうふうな形での対応ができるようにマニュアルにはやっぱりちゃんと書き込んでいただきたいなというふうに思います。

それから２番目ですけれども、これは備蓄品になるんですけども、人工肛門などでストーマを利用しなければいけない方がいらっしゃると思うんですけど、こうした用品は用意されているのかどうか。このことについて伺います。

杉本副議長　吉田総務部長。

吉田総務部長　ストーマ用品の備蓄につきましては、ストーマ装具は、個人の身体の状況や形状、サイズ、メーカー、種類などが多岐にわたるため、各避難所に常時備蓄することは、現時点では困難な状況でございます。そのため、原則として避難される際にご自身の分をご持参いただくことをお願いすることになります。しかしながら、災害時に予期せぬ事態等で用品を紛失されたり不足したりするケースも想定される場合に備え、必要な方がどこに行けばよいのかなどについて、関係機関、関係団体等を通じて、可能な限りの支援や情報提供を行う体制の周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

杉本副議長　谷原議員。

谷原議員　先ほどの医薬品と同じように、そうしたことが準備できる、備品としてはできないけれども、そうした形ですぐ手に入るというふうな手続上のルートをやはりしっかりと周知できるようにしていただきたいと思います。

３つ目ですけれども、これは避難所の清潔を保つという上で、私は幾つか、災害時のいろんな文書を読んだときに、保健師や看護婦などの専門職による避難所の巡回指導、それをやった場合とやらなかった場合の避難所の衛生の保ち方が全く違うという、そういう論文を読んだことがあります。トイレとか洗面とか、ごみ出し場、日常生活での清潔を保つこともそうなんですけれども、こうした専門職の巡回、これは計画されているのかどうかお聞きした

いと思います。これは、葛城市は地域防災計画があって、それぞれいろんな分野に分かれてサポートするということが書いてあって、葛城市には保健師や看護師の方もおられますので、これがどうなっているか、計画されてるのかどうか、お聞きします。

杉本副議長　吉田総務部長。

吉田総務部長　健康増進課による救護班におきまして、避難所収容被災者及び被災地域の住民の方に対し、台所、便所等の衛生管理並びに消毒、手洗いの励行等を指導することとなっております。

杉本副議長　谷原議員。

谷原議員　ありがとうございます。安心しました。

次に、避難所生活の中では非常にストレスがたまるということで、それを和らげるのに非常に効果があるのが食事なんです。食事が温かくておいしいものが出るとほっとするという声をよく聞きます。反対に、とにかく、おにぎりばっかしがずっと続くとか、野菜のない生活がずっと続くということが、ストレスに逆になってしまうこともあります。葛城市の災害運営マニュアルでは、炊き出し班をつくって炊き出しをやっていこうということなんですけれども、それを見て疑問に思いましたのは、食材の調達、これはどのようになってるのか。例えば費用が発生します。調達するにしても。あるいは災害時の食材確保について何らかの協定があるのかもわかりませんけれども、その実態がどうなってるか、教えていただけないでしょうか。

杉本副議長　吉田総務部長。

吉田総務部長　災害時における避難所運営におきましては、何よりもまず最優先に、被災者の皆様に対する食糧や食材を確実に確保し、速やかに供給することが最も重要であると認識しています。食材確保に関する協定につきましては、奈良県農業協同組合及びならコープと協定を締結しております。また、災害救助法が適用されるような大規模災害の場合には、同法に基づく救助として、避難所における食事の提供に要する費用について、国、県の財政措置を活用できる場合があります。そのため、災害の規模や被災状況に応じて、備蓄物資や災害協定を有効に活用するとともに、必要な財源についても、国、県の制度を活用しながら確保し、避難者に対する食事の提供に支障が生じないよう対応してまいりたいと考えております。

杉本副議長　谷原議員。

谷原議員　ありがとうございます。ＪＡとかコープとも提携をして、食材が提供されるような体制、協定を結んでるということですので、実際のそれぞれの避難所で炊き出しをする際には、そうしたことが地域団体の方々にも分かるようにしておいていただけたらと思います。

次に、支援物資のロジスティックについて質問します。現在、プッシュ型支援、つまり災害時に国、県からどんと物資が最初に来るわけですけれども、現在はどの公共施設がこの受入れの施設になってるでしょうか。

杉本副議長　吉田総務部長。

吉田総務部長　現在は市役所庁舎となりますが、災害の状況により、交通事情等を考慮して、避難所またはその他の公共施設、広場等を選定するとしております。

杉本副議長　谷原議員。

谷原議員　熊本地震では、報道を見ますと、プッシュ型物資が来ても、なかなか各避難所に行き渡らなかったというふうなことが報道されてました。これは人員不足というふうなことで報道されてましたけれども、このことについて葛城市でどうなってるかということをお聞きしたいんですけれども、プッシュ型支援物資の受入れ、仕分とか、それから荷役とか配送のための人員、計画ではどのように人数が割り当てられているのか。また、配送トラック等、こういうのは何台ぐらい手配するようになってるのか。具体的にお聞きしたいと思います。

杉本副議長　吉田総務部長。

吉田総務部長　計画の中では、物資班につきましては、管財課、庁舎機能再編推進室の職員12名を基本として対応することとしております。物資集積拠点の運営協力や物資集積拠点から避難所までの物資輸送等を円滑に行うため、近畿福山通運株式会社、ヤマト運輸株式会社、佐川急便株式会社と災害応援協定を締結しております。協定書では、具体的な機材数や人員数等は決めておりません。可能な限り協力するものとすると規定しております。協定事業者の事業継続や他の地域の災害対応状況等を踏まえ、その時々の状況に応じて最大限の支援をいただくこととしております。また、市の物資班についても、災害の規模や災害状況等に応じて必要な職員を増員するなど、柔軟に対応することとしております。

杉本副議長　谷原議員。

谷原議員　ここでは12名配置して、配送については運送会社と提携してるということですので、機能するのかなと思いました。議会で先日、視察に行った愛知県のところでは、具体的に訓練もされてると、配送のための、そんなこともありましたし、この点については、どこかでそうした訓練もされていただいたら安心なのかなと思います。

最後に、地域防災計画や避難所運営マニュアルを実践的に役立つものにしていくということが非常に重要だと思うんです。そのためには、こうした運営マニュアルに基づく実践的な防災訓練とか、テーマを決めて実施していくべきだと考えます。災害が起きるまでにどれだけ実践的な訓練ができたかが、大きな命の分かれ目になるかと思いますので、この点についての市長のお考えをお伺いします。

杉本副議長　阿古市長。

阿古市長　災害時において、市民の命を守り、迅速かつ的確な災害対応を行うためには、地域防災計画や避難所運営マニュアルを整備するだけではなく、実際の災害を想定した訓練を繰り返し実施し、その中で明らかになった課題を計画やマニュアルの見直しにつなげていくということが重要だと考えております。本市の避難所訓練におきましては、自主防災組織や自治会をはじめとする地域団体の皆様から、主体的な参加やご協力をいただいており、円滑な避難所運営に向けて不可欠な力となっております。そのため、例えば避難所の開設や運営、物資の受入れ、配布、災害対策本部と避難所との情報伝達など、災害時に実際に発生することが想定される具体的なテーマを設定し、関係する職員や関係機関等が参加する、より実践的な訓練の実施に向けて検討してまいります。また、訓練を実施して終わりとするのではなく、訓練後に課題や改善点を検証し、地域防災計画や避難所運営マニュアルに反映させることで、

実効性のある防災体制の構築につなげてまいりたいと考えております。今後もこうした取組を積み重ねることにより、災害に強いまちづくりを進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

杉本副議長　谷原議員。

谷原議員　よろしくお願いします。地震災害だけではなくて、本当に豪雨災害、どこで起こるか分からないというような事態になっておりますので、まず１つは、避難所運営マニュアルの見直し、改訂、これをやっていただくとともに、そのマニュアルが、地域団体の方が運営を担うというふうになってますので、もう少し詰めて、地域団体の方々の協議の場、あるいは実際のその方たちによる実践的な訓練、もう少し工夫していただいて、実際に機能するような避難所運営になることを心より願いまして、次の質問に移ります。

２つ目の質問ですけれども、会計年度任用職員の公募によらない任用の在り方について質問をしてまいります。

葛城市には、常勤職員、いわゆる正規職員のほかに、１会計年度を任期とする会計年度任用職員、いわゆる非正規職員が数多く働いておられます。令和８年度当初予算におきましては、予算計上されている会計年度任用職員以外の常勤職員、正職員の方々は334名、会計年度任用職員の方は423名と、実際には会計年度任用職員の方が正規職員より多く、葛城市では働いておられます。市民の方々に対応する窓口業務にもたくさんそうした方々が働いておられます。葛城市における行政サービスの提供において、大きな役割を果たしていただいているわけであります。

さて、民間企業におきましては、非正規労働者の雇い止めなどが社会問題になって以降、非正規労働者の労働条件の改善、見直しが行われてまいりました。同一労働同一賃金の観点から、賃金諸手当の見直し、あるいは短期の有期雇用という不安定雇用の在り方についての見直しが進められてまいりました。雇用契約を更新して継続して雇用されていた労働者の方が、突然、契約期間終了を理由として解雇され、年越しができない、年越し派遣村というのも大きくマスコミでも取り上げられたことがありました。また、社宅から追い出されてホームレスになると、こんなことが社会問題となって、こうした非正規雇用における不安定雇用の在り方、これについては様々な規制が一定進められてきたところであります。

さて、今回取り上げます会計年度任用職員の任用につきましても、民間企業における取組を反映しまして、見直しが行われてきております。会計年度任用職員の任用の在り方は、国家公務員の非常勤職員に準じて運用されてきたところでありますけれども、国家公務員非常勤職について、人事院は、2024年、令和６年６月に、公募によらない再度の任用について上限規制を連続２回までとしていた従来の取扱いを撤廃し、前年度の勤務実績に基づく能力実証を行うときは、公募によらない再度の任用を可能とするよう規則を改正いたしました。これを受けて、会計年度任用職員制度の所管となる総務省は、会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル第２版を改正して、公募によらない再度の任用を可能とするよう規則を改正いたしました。人事院の改正に準じたわけであります。

会計年度任用職員が実際に新しく採用されて勤務に就いても、すぐ仕事ができるわけでは

ありませんから、慣れる期間が要ります。仕事に慣れてきた頃に１年たつと。そうすると１年の任期が来て、また次に新しい人に代えて採用するのかとなると、仕事上の効率性が悪くなりますから、１年間やって、よく働いていただいて、仕事にも慣れた方がいれば、これは新たに新しい人を採用する、公募をするということではなくて、雇用を継続するということがこれまでもやられてまいりました。ところが、それが、従来は２回までと。だから３回目はありませんよ。だから、４年目に入るときには、雇用を継続したとしても、新たに公募をして採用されたいという方々、応募された方々と同じレベルに立って、その方々が採用面接等を受けなければならない。こういう上限があったわけですね。雇用の更新が、ある意味では、公募なしにやられるというのは２回までと。この上限が、これではあまりにも雇用の不安定性において、安心して働けないということもある。民間企業における雇用の雇い止めの問題などもあって、公務員においても、会計年度任用職員については上限が撤廃されたということであるわけであります。

また、公募に当たって、従来２回までということで、３回目はないので公募になるんですが、いわゆる会計年度任用職員の方々の中には、公募パワハラという言葉まで生まれております。つまり、上司との折り合いが悪くて、とにかく、従来何の問題もなく働いて雇用を継続していた方が、公募にかけられて雇い止めになってしまう。そのために日頃から上司に対して非常に気を遣わなければならないというふうなこと、その中でのいろんな言動がパワハラ公募というふうな形で、そういう言葉まで生まれてしまうという実態があるということであります。したがいまして、こうした状況を改善するために、先ほど言いました、人事院や総務省は、再度の任用の上限を撤廃しております。では、葛城市では、この点についてはどうなっているのかということについて伺いたいと思います。葛城市は、会計年度任用職員の再度の任用について上限回数を設けていますか。それは何回までというふうになっているでしょうか。

杉本副議長　林本企画部長。

林本企画部長　企画部の林本です。よろしくお願いをいたします。

本市では、会計年度任用職員については、引き続き任用する際に、公募を行わず任用が可能な上限を設けておりまして、その上限につきましては、連続２回までとしております。

杉本副議長　谷原議員。

谷原議員　制度発足当初の、総務省の、あるいは人事院等の、準じて２回までというふうに今でもやっておられるということであります。しかし、この間、総務省のガイドラインの変更、改訂によりまして、全国の自治体で上限撤廃が進んできております。葛城市は残ってるということでありますけれども、そこでお伺いしたいんですが、奈良県12市の中で、総務省のマニュアル改訂に従って会計年度任用職員の再度の任用の上限回数について撤廃した市は幾つあるでしょうか。また、全国の地方自治体の状況を把握されておられるでしょうか。

杉本副議長　林本企画部長。

林本企画部長　県内12市を調査をした結果、５市が上限回数を撤廃しております。また、全国の上限回数を撤廃した団体数につきましては、公表されておりませんので把握しておりません。

杉本副議長　谷原議員。

谷原議員　ありがとうございます。奈良県12市の中でも撤廃が進んでいるということが分かりました。では、葛城市が撤廃してない理由についてお伺いします。なぜ撤廃しないのかということです。

杉本副議長　林本企画部長。

林本企画部長　本市では、広く応募の機会を確保するとともに、任用の公平性及び透明性を確保するために上限を設けております。なお、再度の任用回数が上限に達した方も、その後の公募に応募することは可能であり、選考の結果、引き続いて任用される場合がございます。

杉本副議長　谷原議員。

谷原議員　任用の公平性ということは、これは人事院も、それから総務省も言うてるわけです。それは公平にやらなきゃいかんということは言うてるわけですから、このことをもって上限撤廃の理由とならないということではないと。実際、総務省も上限撤廃しても、任用における公平性、これについてはちゃんとやりなさいということですから、必ずしも、これが理由として拒否できるものではないと私は思いますので、これはぜひ考えていただきたいんですが、今おっしゃったように、上限２回で公募にかけられても、また任用される方もいらっしゃるわけですね。当然ね。よく働いていただいて、だから、３年働いて、次の６年、９年、10年と長く働いておられる会計年度任用職員、葛城市でもいらっしゃると思います。令和７年で何人ぐらいいらっしゃいますか。

杉本副議長　林本企画部長。

林本企画部長　令和７年度におきまして、公募による選考を経て引き続き任用され、通算の任用期間が６年以上の職員が196人、９年以上の職員が48人、10年以上の職員が16人となっております。

杉本副議長　谷原議員。

谷原議員　大変長きにわたって雇用を継続されている会計年度任用職員さんがおられる。まさに職場を支えているような会計年度任用職員さんだと思うんです。総務省が2025年12月25日に発出した会計年度任用職員制度の適正な運用等について、これ、通知ですけれども、次のようにあるんです。結果として複数回の任用が繰り返された後に再度の任用を行わないこととする場合は、事前に十分な説明を行うほかに応募可能な求人を紹介する等配慮することが望ましいと。これはどういうことかと申しますと、６年、９年とずっと雇用を継続されると、当然、会計年度任用職員も生活の一部になってますし、生活の見通しの中でまた採用されるというふうに思うんですよね。ところが３年ごとに公募の機会が来ます。そこで公募の中でぽんと不採用になる。そういう方々に対しては、これは民間企業の中で、要は雇用の雇い止めの規制の中で出てきてる問題なんですけれども、事前に、やはりこの方はもうこれ以上難しいなと思ったときには、ちゃんとやはり事前に説明を行って、あるいは場合によっては応募からほかの求人を探すとか、その後の職の継続について配慮すべきだということを総務省は言ってるんですよ。

そこでお伺いしたいんですけど、複数回の任用が繰り返された後に再度の任用を行わない

とする場合に、こうした事前の説明、あるいは、ほかに応募可能な求人を紹介する等、配慮が行われているのかどうか。このことについてお伺いします。

杉本副議長　林本企画部長。

林本企画部長　再度の任用を行わない場合におきましては、本人にその旨を事前に説明することとしております。また、紹介可能な求人がある場合には、可能な範囲で情報提供を行っております。

杉本副議長　谷原議員。

谷原議員　これについては、30日までに、つまり職を探さなあかんということになりますから、30日までというふうなことが指導上あると思うんですけれども、されているということなので、これはぜひ、いつからそれをお伝えするか。直近にお伝えしてもそれは困難なことですから、そういうことも含めて丁寧にやっていただきたいと思います。

さて、会計年度任用職員の方については、勤務実績について実証して、それに基づいて再度の任用を行えるということなんですが、葛城市では、会計年度任用職員の勤務実績の評価を行っておられるのでしょうか。

杉本副議長　林本企画部長。

林本企画部長　会計年度任用職員につきましても人事評価を実施しております。人事評価の結果は、勤勉手当の成績率への反映及び再度の任用をするに当たり、直前の任用期間における勤務成績が良好であることの確認に活用しております。

杉本副議長　谷原議員。

谷原議員　常勤職員も当然、人事評価を受けてるわけですけれども、常勤職員と会計年度職員の評価の在り方についてお聞きしたいんですが、常勤職員で勤務評価による成績によって分限免職になったというふうな方は、過去５年間で平均何人おられますか。

杉本副議長　林本企画部長。

林本企画部長　令和３年度から令和７年度までの５年間におきまして、勤務実績不良を理由として分限免職となった職員はございません。

杉本副議長　谷原議員。

谷原議員　会計年度任用職員も、先ほど言いました、能力評価、人事評価を受けるわけですけども、正規の職員の場合、こうした分限免職を人事評価で受けた方はいません。ということは、通常の会計年度任用職員の方がきちっと職場で働いてて、通常、特に問題ない、平均的なところであっても、私はそう簡単に、公募によってよっぽど優れた方が来られるんだったら、それもどう判断するか分かりませんけれども、私は、同等のような扱いをすべきではないかなというふうには思います。

最後にお聞きしたいんですけれども、職場の職務経験を有することによって、公務の能率的な運営に資することが見込まれることが想定され、公募の応募者よりもむしろ職場内の職務経験を有する者を任用することが適当であると任命権者が判断する場合は、公募要件を廃止して再度の任用を可能とすべきだと考えますけれども、市長の見解をお伺いいたします。

杉本副議長　阿古市長。

阿古市長　職場で培われた職務経験は、円滑で能率的な業務運営を図る上で重要であると認識をしております。一方で、本市では、広く会計年度任用職員に応募していただく機会を提供し、任用の公平性及び透明性を確保するため、現時点では、公募によらない再度の任用を連続２回までとする現行の運用を継続してまいりたいと考えております。

杉本副議長　谷原議員。

谷原議員　私は、雇用の不安定性という観点から、民間企業におきましても、国におきましても、大きくこの点については規制をしていく。不安定雇用に対する職員の方々の精神的なストレス、これを何とか改善していくという方向で社会が動いているときに、葛城市がこれをやらないというのは、私はあってはならないことだということを申し上げておきます。ぜひ前向きな検討を引き続きやっていただきたいと思います。

関連しまして、幾つか、公募に当たっての募集事務、面接等について、事務的なことについてお伺いしますけれども、今、公募に当たっての募集事務や面接はどの部署が行っているんでしょうか。

杉本副議長　林本企画部長。

林本企画部長　会計年度任用職員の公募に係ります募集事務及び面接は、原則として任用を予定しておる各担当部署が行っております。人事課は、制度の運用や任用手続、また、勤務条件等について全庁的な調整及び周知を行っております。

杉本副議長　谷原議員。

谷原議員　常勤職員の採用については、これは人事課がやっておられると思うんですけれども、会計年度任用職員については、それぞれ募集する担当課がやってると、担当者がそれをやってるということなんですね。それで先ほど全体的なことは人事課がということをおっしゃいましたので、お聞きしたいんですが、会計年度任用職員の採用事務に当たって、公正であるように、担当者に対する研修等は毎年行われてるでしょうか。

杉本副議長　林本企画部長。

林本企画部長　会計年度任用職員の採用事務に特化した担当者の研修は実施しておりませんが、人事課から、制度や手続に関する統一的な取扱いを周知しております。

杉本副議長　谷原議員。

谷原議員　私が申し上げるのは、市民の方からクレームをいただくことがあります。つまり、会計年度任用職員に応募しようとした。そうすると、当然、それぞれの担当課の方の対応になるわけですけれども、普通採用試験を受けようとする方に対するいろんな言葉として、「ええ、どういうこと」というふうに非常にお憤りになるような言葉を投げかけられて、葛城市こんなんでいいんですかというふうに私のほうに電話があることが時々あるんですよ。これは私もひどいなと思ったりするんですが、採用人事というのは、やっぱりある意味では対等ですよ。公平な。契約関係に入るということを考えれば、不用意なことをぽっとおっしゃってるわけですね。その市民の方は、やっぱり採用される側ですから、弱い立場ですから、直接言えませんから、議員さん、何とかしてくださいというふうな形で来られることがあって、それも１度じゃなしに２度、３度と来ると、私は、一体これ、市民の方ですから、会計年度

任用職員になられる方も、市民の葛城市の行政に対する信頼性の問題になってきますので、私は、採用事務というのはやっぱり慎重であるべきだし、１つずつ、疑念を持たれることのないようにしなければいけないので、私は、指針は示してるとおっしゃってますけれども、これについて徹底するようにぜひしていただきたいと思うんです。その意味では、人事課の果たす役割は、私は大きいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で、会計年度任用職員に関する質問は以上までとします。

次に、３番目の質問になります。これまで私も何度か一般質問で取り上げもし、委員会質疑の中でもお伝えしてきた問題でありますけれども、土曜日、日曜日に室内で子どもたちが遊ぶことができて、親御さんも親同士交流ができて、そして子育ての悩みについても保育士さんなどに相談できる。場合によっては、親同士が子育てサークルを作ることの支援も行っていただけるような、いわゆる地域の子育て支援事業、これの充実、とりわけ土日にぜひ実施してほしいということを訴えてまいりました。というのも、今、共働き世帯は７割になってるんです。1970年代は３割程度でしたが、今は共働きしながら子育てされる方が増えております。そうすると、土曜日、日曜日に施設が利用できないと、平日は利用できないわけです。ですから、図書館とか、あるいはスポーツセンターのように常時土日に開設していただいて、いつでも利用できる、そうした施設にしてほしいというのがこれまで訴えてきたところなんです。

令和７年第１回定例会の一般質問において、私は、お隣、御所市の防災交流館Ｍｉｍｏｒｏの中にある、にじいろ広場について紹介いたしました。ここは土曜日、日曜日、常時開設している施設で、会員制となっているんですけれども、市外の親子も会員になることができる、利用できるということで、葛城市民が多く会員になって、土曜日、日曜日に利用しているということを紹介して、葛城市でもぜひやってくださいと、これだけ強いニーズがありますよということをお伝えしたわけですけれども、残念ながら、今は、葛城市民の方は会員でも土日には利用できなくなりました。それはそうです。人気が高いから、やっぱり地元の御所市民優先ということで、今は利用できなくなったんですね。だから私は、これはぜひ伝えておかないとと思って、私がこれを一般質問で言いましたからね。でも、今現状はそうなっているということであります。だから、今、葛城市の利用されてた方が本当に困っておられるんですよ。今、酷暑の中で、外で遊ばすことができないと。室内で安心して遊ばせる場所が欲しいということで、非常に強いニーズがあります。

今日は端的に、葛城市、どうするんだと。土曜日、日曜日に常時開設する方向でやっていく気があるのかどうか。このことを端的にお伺いしたいと思うんです。地域子育て支援拠点となる施設全ての土日において利用できるように私は整備すべきと考えているわけですけれども、葛城市のご見解を伺いたいと思います。

杉本副議長　中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長　こども未来創造部の中井でございます。よろしくお願いいたします。

谷原議員ご質問の、地域子育て支援拠点における土日開設の必要性についてお答えをさせていただきます。

近年、共働き世帯の増加や働き方の多様化に伴い、休日に子どもと過ごす場や相談先を求める声、また、父親が育児に参加しやすい場が欲しいといったニーズは増加しており、土日における子育て支援拠点の必要性につきましては、葛城市といたしましても強く認識しているところでございます。休日に子育て支援拠点を開設することは、子育て世帯の孤立防止やリフレッシュのみならず、平日とは異なる利用者への支援や、保護者同士の新たなコミュニティ形成につながる非常に有意義な取組と考えております。

一方、土日の開設に当たっては、相談対応等を行う専門職の人材の確実な配置や、持続可能な運営体制の構築といった課題も存在しております。現在は、磐城児童館におきまして第２土曜日と第４土曜日に開設しておりますが、その状況も分析、評価した上で、今後の土日の開設につきましては検討をしてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

杉本副議長　谷原議員。

谷原議員　必要性は認識していると。だから今後については検討してまいりたいと。ただ、気になりましたのは、磐城児童館で土日のうちの土曜日だけ月２回やっていただいております。私が常時開設ということを言うてますのは、月２回、土曜日やってるというのは、葛城市の都合ですわ。人が配置できないということもあって。それに保護者が合わせないとあかんのですよ。保護者が予定を葛城市の予定に合わさなければいけないんですよ。でも常時開設の意味は、保護者がいつでも行けるという安心感があるんです。もうそんなん、予定じゃなくて、今日は外すごく暑いから、子どもも外で遊びたがってるから、じゃあ行きましょうというふうに、常時開設の意味はそこにあるので、私が過去１回これを質問したときに、土曜日１回が２回になったんですよ。質問してよかったなと思ったけど、１回が２回になっても、常時開設の意味合いをよく理解して、今現状がどうかというのを見てというふうにおっしゃったけど、これは非常に大きな違いがありますので、そこを分かっていただいて検討していただけたらと思います。

葛城市は早くからこの事業は取り組んでいただいております。地域子育て支援事業の広場型、それから児童館型、２か所で本当に一生懸命やっていただいたわけですけれども、時代の進化とともに保護者のニーズも大きく変わってますし、周辺地域、特に橿原市とか御所市でもそうした事業が行われて、保護者もああいう施設欲しいというふうになってきておりますので、これはぜひ前向きにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上をお願い申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

杉本副議長　谷原一安議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は15時からといたします。

休　憩　午後２時３８分

再　開　午後３時００分

増田議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、８番、吉村始議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

８番、吉村始議員。

吉村議員　皆さん、こんにちは。吉村始でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。本日最後の登壇となりますが、いましばらくお付き合いのほど、よろしくお願い申し上げます。

今回は、市立図書館の新たな２館体制と利便性向上について質問いたします。議場をはじめ、中継をご覧の市民の皆様にも分かりやすく伝わりますよう、これまでの議論の経緯も丁寧に振り返りながら進めてまいります。

なお、これからの質問は質問席にて行います。

増田議長　吉村議員。

吉村議員　それでは、市立図書館の新たな２館体制についてお伺いをいたします。

葛城市内には、當麻図書館と新庄図書館という２つの図書館があります。當麻図書館は旧當麻町立図書館、新庄図書館は旧新庄町立図書館であり、平成16年に旧當麻町と旧新庄町とが合併して葛城市が誕生したことに伴い、現在の２館体制となりました。この２つの図書館は、もともとそれぞれの町立図書館であったことから、立地環境も異なっております。例えば當麻図書館は、小・中学生から自ら足を運びやすい環境にありますので、児童書の比率が高くなっております。また、新庄図書館は、屋敷山公園の新庄文化会館内にございます。規模が當麻図書館よりも一回り、二回り大きいということで、一般書の冊数も相対的に多いということでございまして、一定の個性や立地による差異はあったものの、基本的には同様の機能を持つ図書館として並立して存在してまいりました。

しかし、當麻図書館が令和９年の夏頃には、（仮称）當麻複合施設、愛称ｎｉｃｏｎｏｗａ内へと移転、リニューアルする予定であります。また、當麻図書館を含むｎｉｃｏｎｏｗａには、かつらぎ未来デザインパートナーズの構成企業により指定管理で運営されることになり、新庄図書館は従来同様に市の直営館として市職員が運営に当たられます。これによりまして、両館の関係性や役割はこれまでと大きく変わることになります。

そこで今回の質問では、この２つの図書館がそれぞれの個性を生かしつつ、従来以上に市民の皆様に親しまれ、日々の生活を豊かに支えるものとなることを願いまして、今後の新たな２館体制の在り方について順次お伺いするものでございます。

では、具体的な質問に入ってまいります。冒頭申し上げましたとおり、葛城市の図書館は、旧當麻町の當麻町立図書館と旧新庄町の新庄町立図書館が、両町の合併に伴って現在の２館体制となった経緯がございます。そこでまず、葛城市の誕生以降、當麻、新庄の両館による市立図書館の２館体制が、これまで市としてどのような位置づけ、役割分担の下で運営されてきたのか、市の見解をお伺いいたします。

増田議長　勝眞教育部長。

勝眞教育部長　教育部の勝眞でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

新庄図書館、當麻図書館は、同規模の図書館ということもあり、資料を収集する方針や実施する事業内容については、同じ水準で図書館サービスを提供しています。両館においては、合併以前から郷土資料の積極的な収集に取り組み、合併後も地域に根差した図書館として、それぞれの郷土資料の蔵書に努めてまいりました。２館それぞれが、市民の読む、知る、学

ぶを支え、市民の暮らしに役立つ図書館を目標に運営しているところでございます。

増田議長　吉村議員。

吉村議員　今、郷土資料の収集に努めてきたというふうなご答弁をいただきました。本当に公共図書館の役割としまして、郷土資料の収集というのは、これは本当に重要なものがあります。私、當麻図書館を訪れましたら、旧當麻町ゆかりといえば、司馬遼太郎さんの特設コーナーがありましたり、反対に新庄図書館に行きますと、前川佐美雄さん、歌人でいらっしゃいましたけれども、こういった方のコーナーを見ますと、それぞれの図書館に来たなというふうな感じがするものであります。

それでは、２つの市立図書館があるというメリットを生かすために、これまで取り組んでこられたことはありますでしょうか。

増田議長　勝眞教育部長。

勝眞教育部長　當麻図書館、新庄図書館には、合併以前から収集してきた独自の資料があり、葛城市の郷土資料として蔵書の幅を広げることができております。また、それぞれの館で特色のあるテーマ展示を行ったり、おはなし会といった事業を実施するなど、市民の皆様にどちらの館においても楽しんでいただける機会を増やすことができていると感じております。さらに、所蔵する資料をもう一方の館から取り寄せたり、借りた資料を利用者の都合に合わせて、どちらの館でも返却ができる仕組みをつくっております。

以上です。

増田議長　吉村議員。

吉村議員　両方とも公共図書館ですので、公共図書館の役割というのは、これは同じものがあるわけですけれども、やっぱり地域の図書館というわけですから、地域の特色を反映しているということだろうと思います。また、今でこそ、新庄図書館で借りた本を當麻図書館で返したりとかということが当たり前にできてるわけですけれども、合併前はそういったことがなかなか難しかったわけですから、そういう意味でも、利用者の増加につながっているという可能性はあろうかなというふうに思います。

では今度は、先ほど申しました（仮称）當麻複合施設、ｎｉｃｏｎｏｗａですけれども、このｎｉｃｏｎｏｗａ開館後の當麻図書館と新庄図書館の役割分担について、まずは全体的な視点からお答え願いたいと思います。

増田議長　勝眞教育部長。

勝眞教育部長　令和９年夏頃に、（仮称）當麻複合施設の中に新しい當麻図書館が開館する予定となっています。開館後は、指定管理者が運営する新しい當麻図書館と、市が運営する新庄図書館それぞれの特色を生かした図書館運営がスタートいたします。２館が合わさって１つの総合図書館として葛城市の公共図書館の役割を担っていくこととなると考えております。

増田議長　吉村議員。

吉村議員　今出ました、１つの総合図書館という考えが恐らくキーワードになってくるかなと思います。今までは２つの公共図書館というふうなことで、それぞれ地域の特色はあったものの２館体制であったというのが、これからは１つの総合図書館ということを今お伺いをいたしま

した。

さて、葛城市の図書館を知る上で、図書館が毎年刊行しておられます、令和７年度と令和８年度発行されました葛城市図書館年報という基礎資料ございます。これ、私ども議員にも全員配付されているものでありますけれども、この資料の各種指標という一覧表によりますと、両館の蔵書冊数が、令和７年３月31日現在、24万4,203冊であったものが、令和８年３月31日現在は、21万249冊と、およそ３万9,000冊ほど減っております。

先日、私が當麻図書館を訪れた際に気づきましたのは、これまでの當麻図書館というのは、何とかしてたくさん本を並べたいという職員の皆様の一心で、狭い開架スペースにできるだけ多くの本を開架しようということで、高い棚をつくりまして本をびっしり押し込んでいるというイメージがありました。現在は、大幅に本を間引いて、本を棚にさして背表紙を見せて陳列するというやり方がありますけれども、そうではなくて、本の表紙を表にして、こうさすんじゃなくて、表にして面陳できるぐらい、かなり余裕を持った、そういった感じになっておりました。

令和９年度の新しい當麻図書館のオープンに備えまして、例年およそ700万円程度の図書購入費であるのが、2,700万円を予算計上されているというのは、私、承知しておりまして、新しい革袋には新しい酒をという言葉もありますけれども、図書の除籍によって新たな館のスタートに合わせた、思い切った蔵書の刷新を図られているというふうに拝察するものでありますけれども、新しい當麻図書館の目標とする蔵書冊数はどれぐらいでしょうか。また、除籍の基準についてお答え願いたいと思います。

増田議長　勝眞教育部長。

勝眞教育部長　新しい當麻図書館は、約10万冊の図書を蔵書することが可能ですが、オープン時には約６万5,000冊の蔵書を予定しております。そのうち、新しく購入する図書は約１万3,000冊で、残りの約５万2,000冊については、現在の當麻図書館から移管することを計画しています。新しい當麻図書館では、本を身近に感じていただけるよう、背表紙を向ける配架ではなく、図書館の空間を活用した面展による配架を多数取り入れ、徐々に新刊図書を増やし、10万冊の蔵書を目指したいと考えています。また、蔵書には図書やＣＤ、ＤＶＤの視聴覚資料のほか、コミックやボードゲームを新たに加える予定をしております。除籍の基準につきましては、令和４年に葛城市立図書館資料の除籍基準及び除籍資料等の無償譲渡に関する基準の中で定めた方針に従い、除籍を行っているところでございます。

増田議長　吉村議員。

吉村議員　除籍の基準につきましては、令和４年に定めた方針に従って行われているということだそうであります。また、先ほど申しましたように、従来の當麻図書館は、狭い空間に何とかたくさんの本をということで、ちょっと詰め詰めなイメージがありましたけれども、新しい當麻図書館では、非常にすっきりとした、広いといいますか、そういった空間に、より市民の皆様、利用者の皆様が本を手に取りやすいというか、そういった感じの陳列をされるということで、これは期待をしたいなというふうに思います。

また、私、令和７年９月定例会の一般質問で、図書館のコミックということと、それから

ボードゲームの取扱いについて、私、質問をいたしました。特に、その際も申しましたけれども、近年、公共図書館で世代間交流などを目的にボードゲームを取り入れている、購入をされているという図書館、実績がございます。そのこともご紹介したかと思いますけれども、その中でボードゲームどうですかというふうに要望いたしましたので、ボードゲームの導入について、コミックは従来から入れてましたけれども、これは歓迎をしたいというふうに思います。

さて、現在の當麻図書館の蔵書で、新しい図書館に移る前に新庄図書館で受け入れる図書もあろうかと思いますけれども、両館での蔵書方針、また、今後の選書、受入れと除籍の基準について、これもお答え願いたいと思います。

増田議長　勝眞教育部長。

勝眞教育部長　両館の現在の蔵書方針につきましては、平成22年度に定めました葛城市立図書館資料収集に基づきまして、図書館の規模と施設の機能をより効果的に運用させるため、基礎的、入門的、一般的な資料を蔵書することを基本といたしまして、児童書につきましては、児童が読書の楽しみを発見し、また、読書習慣を誘引し、視野を広め、豊かな感性、創造力を育み、人格の向上、人間形成の土壌となり得る幅広い蔵書に努めるというふうにしております。また、図書館が積極的に収集する郷土資料や、図書館がコレクション的資料として指定している資料は、高度な内容の資料も蔵書することといたしております。今後、新しい當麻図書館と新庄図書館を運営する上で基準となる図書館基本方針並びに蔵書の規模、選書規模、除籍基準等に関わる葛城市立図書館蔵書計画につきましては、現在、案の作成を進めており、令和９年６月をめどに策定したいと考えております。

増田議長　吉村議員。

吉村議員　これまでの２館体制とはがらりと変わりますので、令和９年の６月をめどに策定を目指しておられます。図書館基本方針とそれから葛城市立図書館蔵書計画、それにふさわしいものとなりますよう期待をしたいと思います。

さて、令和８年度に入って、當麻図書館におきましては、かつらぎ未来デザインパートナーズの構成企業であるヴィアックスさんが指定管理業者として運営されております。現在の選書の体制についてお伺いをしたいと思います。また、選書につきましては各館で行われてると思いますけれども、別にそれぞれ別個に自由にやってるというわけでもないというふうに思いますので、當麻、新庄両館の役割分担について、選書をどのようにしているのか、お答え願いたいと思います。

増田議長　勝眞教育部長。

勝眞教育部長　令和８年度より、現在の當麻図書館は指定管理として運用を開始しています。そのため、それぞれの館で選書を行い、毎週金曜日に両館がそろって選書会議を開催しています。選書会議では主に両館の選書内容に重複がないか、また、それぞれの館の蔵書方針に沿った選書となっているかを確認し、調整を図っています。選書会議後、當麻図書館が選書した資料リストを新庄図書館で確認した上で発注することとしています。両館が蔵書方針に基づいた図書の購入を計画的に進められるよう、新庄図書館が図書館全体の把握に努めています。

また、資料収集のそれぞれの役割につきましては、新しい當麻図書館は、情報の入り口、知識の入り口となる資料、新庄図書館は、知識を増やし、学びを深めることができる資料を収集しているところでございます。

増田議長　吉村議員。

吉村議員　先ほど１つの総合図書館というご答弁もありましたけれども、まさにこういうことであろうと思いますが、直営である新庄図書館が図書館全体を把握されているということですね。それから、當麻図書館は、情報とか知識の入り口となる資料をしっかり収集をされて、そして新庄図書館は、知識を増やし、学びを深めるというふうに役割をそれぞれ強めるといいますか、そういうことを考えてらっしゃるということだろうと思います。

さて、続きまして、當麻図書館、新庄図書館、それぞれの今度は職員数についてお伺いをしたいというふうに思います。併せて、両館とも、たまたまですが、複合施設に所在しておりますので、いわゆるｎｉｃｏｎｏｗａ、（仮称）當麻複合施設と、それから新庄文化会館全体の職員数についてもお答え願いたいと思います。市の直営である新庄文化会館と新庄図書館につきましては、常勤職員と会計年度職員の内訳についてもお伺いをいたします。また、土日開館や週休日の確保に対応するため、職員の皆さんはローテーション勤務によって常時体制を維持されていると推察するものでありますけれども、職員総数だけでなく、日常的に詰めておられる人数もお伺いをいたします。

増田議長　勝眞教育部長。

勝眞教育部長　職員数につきましては、（仮称）當麻複合施設全体の総職員数については25人となる見込みで、常時最低14人の勤務体制となる見込みとしております。また、令和８年度におきましては、図書館を含む新庄文化会館全体の総職員数は14人で、常時最低９人の勤務体制となっています。図書館については、新庄図書館の総職員数は９人で、常時最低６人の勤務体制となっています。現在の當麻図書館については、総職員数は８人で、常時最低７人の勤務体制となっています。

次に、新庄文化会館と新庄図書館の職員の内訳につきましては、新庄図書館は９人のうち正職員が２人、会計年度任用職員が７人でございます。新庄文化会館につきましては、職員は５人で、うち正職員が２人、会計年度任用職員が３人でございます。

増田議長　吉村議員。

吉村議員　今の答弁の数字をお聞きして、改めて体制の厳しさ、特に新庄のほうの体制の厳しさを痛感をいたしました。新たな當麻複合施設のスタッフが全体で25人、常時14人体制となるのに対しまして、直営である新庄文化会館は全体で14人、常時９人の職員しかいらっしゃらないということであります。とりわけ大ホールなどの管理運営を担う新庄文化会館単体で見ると、全体で僅か５人というふうになりますね。正職員２名、会計年度職員３名という体制であります。土日開館や夜間利用、あるいは突発的なトラブルへの対応などを考えますと、この人数で施設を維持管理されているという現場の負担は極めて大きいということが考えられると思います。あまりにも、私としては、ぎりぎりの人数であると言わざるを得ないというふうに考えます。このように指摘をさせていただきます。

続きまして、図書館運営の専門職である司書、當麻図書館、新庄図書館にそれぞれ何名配置され、職員全体に対する司書の割合は何割程度となっているのか。これをお伺いしたいと思います。

30年以上前の話になりますが、私自身、司書として滋賀県で公共図書館の開設業務に携わった経験がございます。図書館における専門職の重要性については強く思うところがあるわけでございます。併せて、新庄図書館における会計年度任用職員の採用基準に司書資格が含まれているかについてもお答えを願いたいと思います。なお、専門職という観点から、令和元年12月議会の一般質問で、大ホールの運営に関わる技術員の役割についてお尋ねいたしましたけれども、現在の新庄文化会館における技術員の配置人数についてもお伺いをいたします。

増田議長　勝眞教育部長。

勝眞教育部長　現在の當麻図書館の職員数は８人で、うち司書は７人、職員全体に対する司書の割合は約９割となっています。また、新庄図書館の職員数は９人で、うち司書は５人、職員全体に対する割合は約６割となっています。新庄図書館の有資格者５人の内訳については、正職員が２人、会計年度任用職員が３人です。新庄図書館で会計年度任用職員を採用する際には、有資格者を優先して採用することとしています。また、新庄文化会館のホールの運営に関わる専門職につきましては、正職員の技術員が１人、会計年度任用職員の技術補助員が１人の合計２人でございます。

増田議長　吉村議員。

吉村議員　私は、図書館については、やっぱり全員司書というふうになったらいいなというふうに考えている者の１人なんです。職場の事情等いろいろございますけれども、新庄図書館で、今、割合６割ということで、當麻のほうはおよそ９割ですから、やはりこれは上げていただきますよう、また、すぐにはいかないと思いますけれども、お願いをしたいと思います。また、新庄図書館で会計年度任用職員の方を採用する際には有資格者を優先するということにつきましては、これはぜひとも継続をしていただきたいというふうに思います。

続いて、當麻、新庄両館の職員の交流についてお伺いをしたいと思います。先ほどのご答弁で、毎週金曜日に選書会議を開かれているということでございましたけれども、選書以外の業務についても定期的な話合いをする連絡会議の場は設けられているんでしょうか。

増田議長　勝眞教育部長。

勝眞教育部長　定期的な連絡会議といたしましては、毎週金曜日に選書会議を開催しております。会議では、それぞれの館の日常業務などの情報共有のほか、新しい當麻図書館の開館準備について、図書の配架や書架のサイン、館内で使用する備品の購入、資料の除籍等について協議を行うなど、両館が一緒になってオープンに向けて取り組んでいます。今後も２館の連携を図り、両館のサービス向上につなげてまいりたいと考えております。

増田議長　吉村議員。

吉村議員　それでは、図書館職員としての技量を向上させるための研修についてはいかがでしょうか。

増田議長　勝眞教育部長。

勝眞教育部長　職員の研修につきましては、奈良県公共図書館部会が主催する研修会への参加や、他市町村の図書館職員と交流し、意見交換等により、図書館職員としての知識や技量の向上に努めております。今後は、両館合同の研修会などを計画し、図書館職員としての職員の知識の習得に努めてまいりたいと考えております。

増田議長　吉村議員。

吉村議員　今後、両館合同の研修会なども計画されてるということですので、ぜひとも実施をしていただきたいなというふうに思います。

さて、今年の４月から、令和８年度からの職員体制となって変わりましたけれども、これまでと比べて改善できたことは何でしょうか。

増田議長　勝眞教育部長。

勝眞教育部長　令和８年度から、新庄図書館では正職員が２名になり、新たに館長補佐が配置されました。正職員が１名体制の場合は、会議や打合せ等で不在となった場合、会計年度任用職員のみで図書館業務を行っていたため、予期しない問題やシステムの不具合などへの対応が困難でしたが、２人体制となったことにより、迅速に対応ができる状況となっています。また、司書資格を持つ会計年度任用職員についても１名増員となり、カウンターで行う読書相談や時間を必要とする調べ物については、より丁寧な対応が行えるようになり、利用者サービスの向上につながっていると考えております。

増田議長　吉村議員。

吉村議員　今まで正職員の方が、今のご答弁によりましてもそうですけど、１名しかいらっしゃらなかったので、その方が会議とか、お休みになると、会計年度任用職員さんしかいらっしゃらなかったという状況だったんですね、今までは。今までは大変だったかなというふうに思います。それに比べまして、改善できたことにつきましては評価をしたいと思います。また、司書資格を持つ会計年度職員の方も１名増員となったということにつきましても、改善されたということについては評価をしたいと思います。

さて、當麻図書館につきましては、（仮称）當麻複合施設及びその周辺整備に関する特別委員会、これがございまして、これのご報告がありますので、當麻図書館のイメージは結構明らかになっておりますが、対しまして、直営館である新庄図書館、これを機にどのように変わるのか。あるいはどのような図書館を目指していこうというふうに考えておられるんでしょうか。

増田議長　勝眞教育部長。

勝眞教育部長　新庄図書館におきましては、これまでの図書館運営を継承しつつ、新たに新庄図書館が担う役割といたしまして、市民の知識を増やし、学びを深める図書館を目指し、資料の収集やレファレンスによる支援について更なる充実に努めたいと考えております。また、両館が公共図書館としての責務を果たせているか、計画どおりの運営が行われているかなど、図書館としての運営全体を把握し、調整を図ってまいりたいと考えております。

増田議長　吉村議員。

吉村議員　新庄図書館には、ぜひとも、図書館全体といいますか、２館で１つの総合図書館というこ

とでございますので、調整、把握の役割をしっかり果たしていただきたいというふうに思います。また、レファレンスをしようとしますと、やはり蔵書の数が物を言いますので、當麻図書館でのレファレンス業務のフォローも、新庄図書館にしっかりとお願いをしたいというふうに思います。

さて、公共図書館には、郷土資料をはじめとする資料の収集や本の貸出しのほかに、今もご答弁いただきましたけれども、利用者へのレファレンス、それからあと、自館にない、自分の館にない資料の取り寄せなど、基本的な機能が求められますけれども、その点につきましては、両館とも問題なく機能していると考えていいんでしょうか。

増田議長　勝眞教育部長。

勝眞教育部長　新庄、當麻、両図書館において、レファレンスについては、利用者から要望があった場合、自館が所蔵する資料の調査のほか、奈良県内の公共図書館、他府県の公立図書館、国立国会図書館に調査を行っています。資料の取り寄せについても、レファレンスと同様に、該当する資料を所蔵している図書館の調査を行い、資料を借用し、要望があった利用者へ貸出しを行っております。このように公立図書館として両館ともに問題なく運用できていると考えております。

増田議長　吉村議員。

吉村議員　當麻図書館、新庄図書館ともに公共図書館としての機能は十全に果たせているということで、承知をいたしました。

では、システムの共通化とか人的交流とかいうこともあって、昔、私、聞いたことがあるんですけれども、今度、学校図書館との連携状況についてはどうでしょうか。

増田議長　勝眞教育部長。

勝眞教育部長　学校図書館と公立図書館との連携につきましては、図書館から学校図書館へ図書の団体貸出しのほか、図書館だよりの配布、図書館が実施する講座の案内などの情報を共有し、子どもたちの読書環境の拡充、探求学習の支援となるよう努めております。今後は、図書館司書と学校図書館補助員との情報交換や合同による研修会の実施、また、将来的には、システムの共通化についても、学校図書館と公共図書館で協力し取り組んでまいりたいと考えております。

増田議長　吉村議員。

吉村議員　公共図書館と、それから学校図書館の施設の共通化、これが実現しましたら、子どもたちの基礎学力向上も期待できる、図書館教育、これの強化にもつながると私考えておりますので、改めて、学校図書館と市立図書館のシステムの共通化につきましては、実現を要望しておきたいというふうに思います。

続いて、ブックポストの件についてお伺いいたします。ブックポストとは、図書返却ポストともいいますけれども、図書館の休館中や、図書館から遠いところにお住まいの利用者が本を返されるために設置しているものであります。葛城市内にもブックポストが複数か所設置されております。現在、尺土駅にはブックポストが設置されておりませんが、葛城市内で最も乗降客数の多い尺土駅にブックポストを設置する意義が大きいと、私はこれまで２

回、一般質問で取り上げてまいりました。

まず、令和３年12月議会の一般質問では、ブックポストの利用実績と効果についてお伺いをいたしました。当時のご答弁によりましたら、返却全体の約４分の１に当たる４万9,000冊がブックポスト経緯でありまして、図書管内では、近鉄新庄駅に近い新庄庁舎の利用が最多ということでありました。市としても、延滞の減少、短縮、貸出し増など、図書館、利用者双方に高い効果があると認知されているということでございました。当時はまだ尺土駅にはエスカレーターのみでエレベーターは設置されておりませんで、市としても、エレベーター設置後は安全な回収が可能になるため、２階改札付近への設置を検討する。そのためにも近鉄との交渉の手続等を調査していく旨、当時の教育部理事や椿本教育長からもお答えをいただいていたところであります。

続いて、令和６年３月議会の一般質問では、その年の10月にはエレベーターが完成予定という時期に入ってましたので、再度ブックポストの設置を要望いたしました。その際、当時の都市整備部長に確認しましたところ、エレベーター及び改札階の張り出し部分、ここの部分、合計しておよそ22平方メートルあるということですが、これは葛城市建設課の所有、管理であるということを確認いたしました。これによりまして、従来ネックとして考えておりました、近鉄敷地内の交渉ではなく、市管理スペースへの設置が可能となったということを確認できました。市としても、歩道橋部分、張り出し部分は市の管理であるため、設置については教育議員会と協議していきたいとのご答弁をいただいたものであります。

それを前提にお伺いをいたします。令和３年のブックポストの数は市内６か所ということでしたが、現在はどうでしょうか。場所も含めてお答え願います。

増田議長　勝眞教育部長。

勝眞教育部長　ブックポストを設置している場所は、令和３年と同じく６か所で、新庄図書館、當麻図書館、歴史博物館、新庄健康福祉センター、葛城市役所新庄庁舎、ゆうあいステーションに設置をしております。

増田議長　吉村議員。

吉村議員　当時と変わりないということですね。それでは、ブックポストの設置先について、どのような基準、あるいは理由で設置されているのか、改めてお伺いいたします。

増田議長　勝眞教育部長。

勝眞教育部長　ブックポストは、図書館から遠方にお住まいの方や図書館の開館時間中に来館できない方に、便利に資料の返却をしていただくために設置をしております。設置場所につきましては、市民にとって分かりやすい場所であること、駐車場があることを基準に、公共施設に設置をしております。

増田議長　吉村議員。

吉村議員　さて、ブックポストの図書の回収につきまして、以前は図書館の職員で行っておられたものと承知しておりますけれども、今年度、令和８年度から、當麻図書館におきましては指定管理業者が運営をされています。これに伴って、現在、ブックポストの回収業務はどのようになっているんでしょうか。

増田議長　勝眞教育部長。

勝眞教育部長　ブックポストの回収業務は新庄図書館が行っています。これまで職員が行っていた回収業務については、令和７年度より、ブックポストの回収を主担当とする会計年度任用職員を採用しています。

増田議長　吉村議員。

吉村議員　ブックポストの回収につきましては会計年度任用職員さんがやってくださっているということで、これによりまして図書館の職員の皆さんの負担は大きく軽減されたんじゃないかなというふうに思います。これはいいことだと思いますので、評価をしたいと思います。

　さて、平成30年度に１度、ブックポストを利用しての返却冊数を調査されたというふうに、先ほども私申し上げましたが、調査結果につきまして、もう一度お伺いをいたします。また、どのような理由で調査されたのか。これについてもお伺いをいたします。

増田議長　勝眞教育部長。

勝眞教育部長　平成28年度に新庄庁舎、新庄健康福祉センター、ゆうあいステーションの３か所に新たにブックポストを設置いたしました。これらを合わせて市内６か所となったブックポストの利用状況を把握するため、平成30年度に１年間にわたって、各ブックポストの図書の回収冊数を調査をいたしました。平成30年度の全体の貸出し冊数約20万冊のうち、市内６か所のブックポストへの返却冊数は約４万9,000冊で、全体の約25％の利用がございました。

増田議長　吉村議員。

吉村議員　当時、平成30年度の調査では、まさに４分の１、４冊に１冊が、ブックポスト経由で返却をされていたというふうなことであります。さて、調査は平成30年度に行われましたけれども、それ以降、特に調査はされてないと思いますけれども、ブックポストの利用傾向、また、利用者の認識について、現場職員の実感として、どのように把握、評価されているのか、お伺いをしたいと思います。併せて、市内の各所に設置されているブックポストの中で、現在も特に利用者が多い場所など、設置箇所ごとの利用実態や特徴について、改めてお伺いをいたします。

増田議長　勝眞教育部長。

勝眞教育部長　日々の回収状況におきましては、ブックポストの返却冊数は年々増加しており、利用者からも、ブックポストへ返しますとの声がよく聞かれることから、着実にブックポストへの認識が広がっていると感じています。また、市内に設置しているブックポストの中で一番返却冊数が多いのは、新庄庁舎のブックポストとなっています。

増田議長　吉村議員。

吉村議員　今のご答弁で、ブックポストの返却冊数は年々増加しており、利用者へのブックポストの認識も着実に広がっているということはよく分かりました。そこで、新庄庁舎のブックポストの利用が最多となっている、市内で一番多いという理由につきまして、市としてはどのように分析、把握されているのか。これについてお伺いをしたいと思います。また、市内各所に現在ブックポストを設置していることによる事業全体の効果、これについてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

増田議長　勝眞教育部長。

勝眞教育部長　新庄庁舎のブックポストは、市役所や銀行、近鉄新庄駅を利用する際に合わせて本を返却することができるため、他のブックポストより利用が多いと考えています。ブックポストを設置したことにより、長期延滞者の減少のほか、資料が早期に返却されるため、貸出し回数の増加につながっていると考えております。

増田議長　吉村議員。

吉村議員　ブックポストが、市としても、貸出し回数の増加につながっているという効果があるというふうに考えてらっしゃるということであります。また、新庄庁舎のブックポストの返却の数が多いのは、やはり近鉄新庄駅、これの存在が大きいということ、承知いたしました。

さて、近鉄の公式ホームページによりますと、令和７年11月11日に行われました調査では、尺土駅の乗降人数は3,951名だそうです。近鉄新庄駅の乗降人数は2,318人となっています。また、私、奈良県の公式サイトにある奈良県統計年鑑というページでは、近鉄の各駅の過去10年以上の輸送実績を長期推移で見ることができまして、私も見たんですけれども、尺土駅の利用者は、近鉄新庄駅よりもおおむね６割程度多いという傾向がずっとあります。

そこでお伺いをいたします。令和９年夏頃にはｎｉｃｏｎｏｗａがオープンいたします。このタイミングに合わせて尺土駅にブックポストを設置することが、新しく出発する當麻、新庄、両図書館の貸出し冊数の促進に寄与すると考えますけれども、いかがでしょうか。

増田議長　勝眞教育部長。

勝眞教育部長　今回、ｎｉｃｏｎｏｗａがオープンすることで、當麻図書館の利用は増加するものと見込んでおります。新たなブックポストの設置につきましては、新しい當麻図書館の利用状況や各施設のブックポストの利用状況などを見ながら、必要となれば、公共施設以外での設置について検討してまいりたいと考えております。

増田議長　吉村議員。

吉村議員　今、教育部長から、公共施設以外での設置について検討するということで、前向きなご答弁をいただいたというふうに思います。設置スペースにつきましては、エレベーター改札階の張り出し部が葛城市建設課の所有管理であるということは、令和６年３月の一般質問で確認済みであります。また、新庄庁舎と同サイズのポストを設置する空間的余裕は、これにより十分あるというふうに考えます。また、回収体制につきましても、令和８年度、新しく専任の職員さん、これをメインとする職員さんが配置されているということでございますので、場所の確保、回収体制、それから利用の効果の高さという条件、三拍子既にそろっているというふうなことから、ｎｉｃｏｎｏｗａ開館の好機を逃がさず、尺土駅への装置設置を決断いただきますよう強く要望するものであります。

そこで、続きまして、椿本教育長にお尋ねをしたいと思います。新しい當麻図書館と新庄図書館の関係が、これまで図書館を利用されてきた市民、これまで図書館をずっと利用してきた方々で、新たにｎｉｃｏｎｏｗａの開館を機会に新たに図書館を利用されると予想される市民の皆さん、いらっしゃると思うんですが、どのような影響、新しい當麻図書館と新庄図書館の関係、影響を与えられると考えていらっしゃるんでしょうか。また、このような影

響を与えたいというふうなことがあれば、お答え願いたいというふうに思います。

増田議長　椿本教育長。

椿本教育長　新しい當麻図書館と新庄図書館との関係性及び市民の皆様へ与える影響や目指すべき姿についてお答えさせていただきます。

教育委員会では、このたび、図書館協議会を立ち上げ、図書館基本方針を策定するとともに、役割の異なる２つの図書館が、それぞれの強みを最大限に発揮しながら、補完し合う体制の構築を目指して取り組んでいるところでございます。新庄図書館の役割として、静かで整然とした、自分だけの書斎のような落ち着いた読書並びに学習環境を整備いたします。基礎的な知識から専門的な分野に至るまで、利用者の皆様の水準や多岐にわたるニーズに応じた、確かな図書館サービスを提供してまいります。

また、新しくできる當麻図書館は、複合施設の１機能として、明るく開かれた、滞在と活動の場を創出いたします。多世代が集う交流の中で、豊かな本との出会いや、誰もが日常的に読書に親しむきっかけをつくる場としての役割を担います。これら双方の特色を生かし、２つの館を一体的に運用することで、両館で１つの総合的図書館を目指します。市民の皆様や様々な地域主体とともに図書館の価値を高めていく共創の姿勢を重視し、事業を展開してまいります。

併せて、子どもたちの豊かな学びと成長を支えるため、学校図書館との連携強化も進めてまいりたいと考えております。公共図書館の蔵書やノウハウを学校教育の現場へ効果的に還元し、市全体で読書環境の底上げを図りたいと思っております。これらの取組を通じ、これまでご利用いただいた皆様には、新庄図書館における専門性の高いサービスや静かな環境を堅持しつつも、両館の連携による資料アクセスの向上や利便性の拡大という還元をもたらします。また、新しくご利用いただく皆様には、複合施設ｎｉｃｏｎｏｗａのオープンを機に、立ち寄りやすく居心地のよい場所を提供することで、これまで図書館になじみの薄かった方々にも、本や情報、人とのつながりが生まれる機会を大きく創出したいと考えています。２つの図書館が相乗効果を生み出し、全ての市民の皆様の暮らしと学びを豊かにする拠点となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

増田議長　吉村議員。

吉村議員　今、教育長おっしゃいました、やっぱり當麻の新しいｎｉｃｏｎｏｗａというのは、居心地のよい場所で、今まで図書館という旧来のイメージを持ってらっしゃった市民の皆さんにとっては、こんなに図書館、行って楽しいんだというふうなところを実感してもらえたらなというふうに思います。明るく開かれた當麻図書館というふうなことを今おっしゃいました。それに対して新庄図書館は、これは新しく今聞きました。書斎のようなというふうにおっしゃいました。やっぱり静かに読めるような環境がある中で、新庄、當麻と合わせて１つの複合図書館といいますか、１つの総合図書館として運用していくという中で図書館の価値を高めるというふうなご答弁いただきました。

また、学校図書館との連携もやっていきたいというふうなことで、読書環境の底上げをしていきたいということ、大いに期待をしたいというふうに思います。楽しみにしております

ので、よろしくお願いをしたいと。新庄図書館、書斎のような、わくわくするような話でしたけれども、新しい２館体制の下で、市民の読書活動や子どもの学びを更に豊かにするためにも、本を借りる機会だけでなく、返しやすさという環境整備が不可欠であります。教育長には教育行政のトップとして、尺土駅へのブックポスト設置を教育議員会の重要課題として前向きに推進いただきますよう強く要望しておきたいと思います。

最後に、阿古市長にお尋ねをいたします。来年度のｎｉｃｏｎｏｗａのオープン、これは近くにならコープの誘致、これも含みますけれども、これによりまして、１つ目に、特に近隣の住民の皆さんにとってどのような影響を与えるのかということを１つ目にお伺いをしたいと思います。

２つ目、これも、もっと聞きたい、より聞きたいことなんですが、葛城市全体にとってｎｉｃｏｎｏｗａのオープンが、近隣だけじゃなくて、葛城市全体にとってどのような影響を与えるのか。あるいは市長として与えたいというふうに考えていらっしゃるのか。ご見解をお伺いします。

増田議長　阿古市長。

阿古市長　ｎｉｃｏｎｏｗａは、當麻庁舎周辺エリアにおける行政サービスの拠点であると同時に、文化、学習、子育て、まちづくりといった市民活動の拠点としてオープンをいたします。議員もよくご存じのように、あのエリアにつきましては、４つの施設の機能を集約するという複合化の施設でございます。その１つとして図書館があるという理解をしておるところでございます。本施設は、これからの将来の行政の施設の在り方を見据え、機能を集約していく上での試金石となると考えておるものでございます。子どもたちの遊びの場や保護者の皆様の交流の場など、安らぎの重視をした空間や、ある程度のおしゃべりや飲み物を供用する図書館など、公共施設としては新しい考え方を取り入れながら、また、近隣住民の皆様が身近に感じ、気軽に立ち寄って様々な活動に参加していただける施設にしたいと考えております。

住民皆様と職員が一緒になって、共に地域の価値を創造する、広場のような開かれた場所として活用していただきたいと考えております。また、葛城市全体といたしましても、新たな魅力のある施設とその地域の活動が、これまで公共施設を利用されてきた皆様に加えて、これまで公共施設の利用をされていなかった皆様や、未来を担う学生や子どもたちを引きつけ、新たな出会いや交流が周辺エリアの地域を越えて広がっていくことを期待しております。

本施設オープンのおよそ１年後には、エリア内に民間商業施設も開設を予定しておりますので、にぎわいの生まれるこのエリアを拠点とした情報発信により、日常に輝きと潤いをプラスする活動を推進し、魅力あふれる葛城市の実現に向けての推進力にしていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

増田議長　吉村議員。

吉村議員　市長の思い、伝わってまいりましたけれども、これ、おっしゃったように、４つの、図書館だけじゃなくて、機能を持った施設であります。そしてそれは、図書館のみならず、公共施設に今まで足がなかなか遠かった方々も含めて、来ていただきたいというお考えであると。

安らぎとか交流とか、そういうふうな、そういった施設にもしたいというふうな思いだというふうなことを承知しました。

やはり市民の方が公共施設を身近に感じていただいて、足を運んでいただくと。そこで交流をしていただく中でまた新たな知恵も生まれてくるんじゃないかと。そういった意味で新しい公共施設の形であるということ、このことにつきましては私も共感するものであります。ｎｉｃｏｎｏｗａのオープン、それからあと民間商業施設の誘致など、このエリアを中心に葛城市のまちづくり全体が大きく前進することを期待したいというふうに思います。そして、にぎわいや利便性を市域、市内全体の市民が実感していただくためにも、やはり市内の玄関口である尺土駅の利便性向上、とりわけブックポストの設置というのは、費用対効果の極めて高い市民サービス向上策であるというふうに私考えますので、市長の英断による早期実現を強く要望したいというふうに思います。

以上、令和９年夏頃のｎｉｃｏｎｏｗａ開館を見据え、市立図書館の新たな２館体制の確立と、市民目線に立った利便性の向上を強く求めるものであります。とりわけ、何度も申しますけれども、市内最多の乗降客数を誇る尺土駅へのブックポスト設置につきましては、場所、回収体制、それから費用対効果の三拍子が既にそろっておりますので、市民サービスの向上に向け、早期の英断、実現を強く要望いたします。

そして最後に、新たな２館体制におきまして、図書館全体を統括し、知識を増やし、学びを深める役割を担う直営の新庄図書館並びに本市の文化の拠点であります新庄文化会館の職員体制につきましても申し上げておきたいと思います。今回の質問でも明らかになったとおり、現場の職員数は極めて限られており、日々の運営を維持するだけでも逼迫した状況にあると、私、危惧しております。新しい体制やサービスを実効性あるものにするためにも、新庄文化会館、新庄図書館の適切な職員配置と増員について、市として真剣に検討していただくことを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

増田議長　吉村始議員の発言を終結いたします。

お諮りをいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長　異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

なお、明日３日午前10時から本会議を再開いたしますので、午前９時30分にご参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

延　会　午後３時５５分